

建設委員会

日 時：平成17年3月10日（木）

建設委員会会議録			
平成17年3月10日		開 会	午前9時30分
		閉 会	午後5時38分
出席者	委員	田 中 武 夫 阿 部 善 博 加 藤 明 徳 長 友 義 樹 △山 崎 順 二 ○川 田 基 晶 小 俣 旭 山 岸 一 雄	
	議員	な し	
欠席者		小 池 義 和	
説明のため出席者		加山助役 内田都市部長 座間再開発・区画整理担当部長 矢澤都市部調整参事 吉田建築部長 木村同部専任参事 岩本土木部長 近藤同部次長 中川同部参事 田所同部参事 今田総務課長 尾崎都市計画課長 大村都市交通計画課長 金子開発指導課長 小峰開発審査課長 宮崎都市整備課長 中村駐車場対策課長 山田相模大野駅周辺整備事務所長 小山小田急相模原駅周辺整備事務所長 中野建築総務課長 西原同課主幹 梅澤同課主幹 山口建築指導課長 松石同課主幹 石田建築審査課長 石井住宅課長 内田営繕課長 内田土木計画課長 三上同課担当課長 坂本土木システム推進室長 河本国県道対策室長 小菅道路管理課長 佐藤同課担当課長 野村同課主幹 神保道路整備課長 小池道路補修課長 石井下水道管理課長 山崎同課担当課長 柳川下水道料金室長 石川下水道整備課長 榎田河川整備課長	

事務局 職員	近藤議事調査課長 佐藤同課議事班主幹 中村同課調査班担当課長
-----------	-----------------------------------

会 議 に 付 し た 事 件	議案第 2 3 号	相模原市屋外広告物条例の一部を改正する条例について
	議案第 2 7 号	市道の廃止について
	議案第 2 8 号	市道の認定について
	議案第 2 9 号	平成 1 6 年度相模原市一般会計補正予算（第 4 号・所管部分）
	議案第 3 1 号	平成 1 6 年度相模原市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
	議案第 3 3 号	平成 1 6 年度相模原市自動車駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）
	議案第 3 号	平成 1 7 年度相模原市一般会計予算（所管部分）
	議案第 5 号	平成 1 7 年度相模原市下水道事業特別会計予算
	議案第 7 号	平成 1 7 年度相模原市自動車駐車場事業特別会計予算
	陳情第 3 9 号	橋本駅北口における自転車駐車場の確保について
	陳情第 1 6 号	橋本 6 丁目 D 地区開発にかかわる貫通通路の必要性について
	陳情第 1 7 号	高層建築物により発生するビル風の事前確認について
	陳情第 2 3 号	高層建築物により発生するビル風を事前に確認することについて
	陳情第 2 4 号	橋本 6 丁目 D 地区開発の風環境に及ぼす影響について
	陳情第 2 5 号	橋本駅北口第 1 自転車駐車場移転計画の撤回について
	陳情第 2 6 号	橋本 6 丁目 D 地区開発に関する防災基地と日照権について
	陳情第 2 8 号	橋本 6 丁目 D 地区開発の再検討について
	陳情第 2 9 号	橋本 6 丁目 D 地区優良建築物の再検討を求めることについて
	陳情第 3 0 号	橋本駅北口第 1 自転車駐車場の存続を求めることについて
	陳情第 3 1 号	橋本 6 丁目 D 地区開発の再検討を求めることについて
	陳情第 1 4 号	相模原市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例の改正について
	陳情第 2 7 号	街づくりをする際に市民の声を聞くことについて
傍 聴 者	あ り	
署 名	委員長	

午前 9 時 3 0 分 開会

○川田委員長 ただいまから建設委員会を開会する。

出席委員は 8 名で定足数に達している。

本日、小池義和委員より欠席の旨通告があったので報告する。

お諮りする。本日の委員会傍聴を許可することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川田委員長 異議ないので、これを許可する。

これより審査に入る。



議案第 2 3 号 相模原市屋外広告物条例の一部を改正する条例について

○川田委員長 議案第 2 3 号相模原市屋外広告物条例の一部を改正する条例についてを議題とする。

提出者の提案理由の補足説明があったら、願います。

○吉田建築部長 議案第 2 3 号相模原市屋外広告物条例の一部を改正する条例について補足説明する。

議案集 4 6 ページをごらんいただきたい。本議案については本会議において説明したとおりだが、違反広告物等に対する措置の改正部分について、主な条項に沿い補足説明をする。

議案集 4 7 ページの下段にある第 2 2 条については、広告物等を保管した場合の公示事項として、保管した広告物等の名称又は種類及び数量、放置されていた場所及び除却日時、保管期間及び保管場所等を定めるものである。

次に、4 8 ページの中段の第 2 3 条については、保管した広告物等の公示の方法として、第 1 項では、公示の期間は保管を始めた日から起算して 1 4 日間、ただし、はり札等の簡易除却物物件については 2 日間とし、規則で定める場所に提示するものである。第 2 項では、市長は、特に貴重な広告物等、おおむね評価額が 1 0 万円以上のものについては、1 4 日間の公示期間を経過しても、なおその所有者等がわからないときは、公示の要

旨を周知する方法を講じなければならないとするものである。第3項では、市長は、第1項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める保管物件一覧簿を規則で定める場所に備え付け、これを一般の閲覧に供しなければならないとするものである。

次に、49ページの上段の第24条については、保管した広告物等を返還することができない場合における広告物等の価額の評価の方法等を定めるもので、取引の実例価格、当該広告物等の使用期間、損耗の程度等を勘案して評価することとし、また、この評価額を算出する際には、市長は専門的知識を有する者の意見を聴くことができるとするものである。

次に、中段の第26条については、公示の日から売却可能となるまでの期間を定めるもので、簡易除却物件については2日、特に貴重な広告物等については3月、その他の広告物等については2週間とするものである。

以上で、議案第23号の補足説明を終わる。

○川田委員長 これより質疑を行う。

○阿部委員 この条例によって、保管広告物の処分の手続が定められ、効率的に処理ができるようになった段階だと思うが、これでよしというわけではなく、この次にこういう条例をどんどん広報し、予防策をあわせて進めていくことになると思うが、この条例と絡めて一緒にやっている取り組みの状況を伺う。

○中野建築総務課長 これまでも市では関係する団体等への説明会の実施や屋外広告物条例に係るパンフレットを作成し、公民館、出張所等の公共施設へ置き、また主要幹線道路において行っている啓発活動において、沿道の事業者に対し同様のパンフレットを配布し、制度の啓発を行っている。今回の改正にあわせて、改めて屋外広告業関係団体等への周知や、これまでも行っている各事業者への啓発、周知活動においてさらに充実した取り組みに努めてまいりたい。

○阿部委員 確かに取り組みの成果があり、町がだんだんきれいになっているのは、私自身もあると思うし、市民からそういう声も聞く。まちづくりの中で、こういう手順を一個一個進めていることが具体的に市民の中に伝わっていくと、実際に効率的に処分できるようになったという効果

以上に、広告効果というか、広報効果ということで、市民の意識もだんだん変わってくると思う。そちらの方で、今、こういうところにあって、どんどん取り組んでいるんだという広報、PRを行いながら、市民と一緒に取り組めるような形で、その辺のアピールも積極的にやってもらえるように要望する。

○加藤委員 新聞報道によると、横浜市などは違反広告物の撤去に対して、その撤去費用を設置者に課すと聞いているが、今回の条例改正について、その辺の検討はあったのか。

○中野建築総務課長 今回の屋外広告物法の改正によって、新たに違反広告物の除却、保管等に要した費用を広告物の所有者等に負担させることができる規定が定められた。市としても、広告主あるいは管理者の特定ができるものについては費用の負担を求めるという立場から、今後、屋外広告物条例を持つ県、市とも連携を図りながら検討してまいりたい。

○加藤委員 5つの県、市の関係で、今後の具体的なスケジュール的なものはあるのか。また、今までの例で、設置者が特定できるのはどの程度なのか。

○中野建築総務課長 県下で条例を持っているのは神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市で、通称5県市と言っているが、その中で、連携して共通した対応をしていきたいという基本的な考えがある。これは、屋外広告業を営む方々は1つの市域の中での営業活動ではなく、広域的な展開をしているという立場から、ほかの面でも日ごろから連携を保っているところである。スケジュール的には、これから先進市の事例なども調査をするが、17年度中には改めてまた検討をし、方向性を出していきたい。

○加藤委員 設置者が特定できる割合はわかるか。

○小菅道路管理課長 路上の置き看板等については、店の前に出すということが多くあり、おおむね設置者は把握している。また、連絡先の看板とか店のPR等についても大体把握できているが、いわゆる連絡先だけの違反広告物については、残念ながら、私どもが連絡しても、私どもの電話番号を見て出ないとか、市役所だと言ったら切られてしまうとか、そういうことがある。ただ、財産価値のある、ある程度のものについては、把

握している。

○田中委員 一般の閲覧に供するとか、あるいは除去物の保管をするということが説明されたが、具体的にはどういうところですか。

○中野建築総務課長 違反広告物等を除却して保管した場合には、公示をして一覧簿を作成する。その一覧簿については、屋外広告物の担当課である建築総務課並びに道路管理課を考えている。保管については、現在、除却したものは当麻の陸橋下に保管をしている。

○田中委員 一覧簿は建築総務課だとか道路管理課にあるということだが、市民が見たい場合、どうするのか。

○中野建築総務課長 除却をして保管をする場合は公示をする。公示事項の中には、当然、種類だとか数量、除却した場所を公示するわけだが、連絡先を明記するので、問い合わせにより対応することになる。

○田中委員 具体的な問題として、16号線の鵜野森の広告物がある。あれが非常に問題になっていて、なかなかうまくいわずに、現在でも骨組みだけが残っているということがあるが、こういう場合は除去できるのか。

○中野建築総務課長 木もれびの森の違反広告物については、条例制定後、精力的に取り組みをした結果、おおむね看板部分については撤去されたが、残念ながら一部骨組みの部分が残っている。引き続き、その点についても取り組んでいるところだが、今後とも撤去に向けて努力してまいりたい。

○田中委員 骨組みが撤去できない理由があると思うが、それは何なのか。

○中野建築総務課長 掲出された業者に対して、たび重ねて指導をし、看板部分については除却がされたが、骨組みの部分については除却されなかった。経費の問題が最大の原因だろうと思うが、これも粘り強く指導していきたい。

○田中委員 確かに費用の問題があるが、その場合、行政が除却することはできるのか。あるいは、あくまでも設置した人がみずから取らなければいけないものなのか。

○中野建築総務課長 さらに詳しく話をさせようとして、屋外広告物

の定義の中で、考え方の一つとして、骨組みだけを考えると、広告物ではないというあたりで難しい点がある。そういうことから考えると、今回、法律が改正される中で、強制的に市が代執行だとか略式代執行で撤去していくということについては、さらに検討していかなければ難しい点もあるかと考えている。

○田中委員 今回の改正がどのぐらいそういう問題に役立つか、これからの問題だと思うが、いずれにしても骨組みは広告物ではないといっても、広告物をつけていた骨組みなのだから、広告物にはかわりないのだから、そういう点では確かに苦労が伴うと思うが、できるだけ努力を重ねて、クリーンな町にしてもらいたいと要望する。

○川田委員長 他に質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって質疑を終結する。

これより討論を行う。

討論はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって討論を終結する。

これより採決に入る。

議案第２３号相模原市屋外広告物条例の一部を改正する条例については、可決することに賛成の諸君の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○川田委員長 起立総員。

よって、議案第２３号は可決すべきものであると決した。

—————◇○○◇—————

議案第２７号 市道の廃止について

議案第２８号 市道の認定について

○川田委員長 議案第２７号市道の廃止について、議案第２８号市道の認定について、以上２件は関連があるので一括議題とする。

提出者の提案理由の補足説明があったら、願います。

○岩本土木部長 議案第２７号市道の廃止及び議案第２８号市道の認定について、本会議の説明に補足して説明する。議案集の７０ページをご

らんいただきたい。

初めに、議案第 27 号市道の廃止について説明する。

まず、71 ページの別図 1 だが、下溝地内における市道下溝 111 号について、現状、道路としての機能を失い、今後も市道としての利用予定がないので、隣接地権者からの売り払い要望により廃止するものである。

次に、別図 2 だが、淵野辺本町 3 丁目地内における市道淵野辺 195 号について、隣接する市道淵野辺 38 号の地元要望による拡幅整備事業用地として、つけかえ交換により廃止するものである。

72 ページをごらんいただきたい。引き続き、議案第 28 号市道の認定について、別図により、その概要を説明する。

76 ページをごらんいただきたい。初めに、開発行為により市に帰属された道路について説明する。

別図 1 は、麻溝台 7 丁目地内で、開発面積は約 1,900 平方メートル、専用住宅 11 宅地。別図 2 は、磯部地内で、開発面積は約 800 平方メートル、専用住宅 5 宅地。77 ページの別図 3 は、鵜野森 3 丁目地内で、開発面積は約 600 平方メートル、共同住宅 1 宅地。別図 4 は、大島地内で、開発面積は約 1,300 平方メートル、専用住宅 7 宅地。別図 5 は、大野台 1 丁目地内で、開発面積は約 4,500 平方メートル、専用住宅 27 宅地。別図 6 は、大野台 6 丁目地内で、開発面積は約 1,500 平方メートル、専用住宅 9 宅地。79 ページの別図 7 は、大野台 3 丁目地内で、開発面積は約 4,600 平方メートル、専用住宅 24 宅地。別図 8 及び別図 9 は、大野台 1 丁目地内で、開発面積は約 2 万 700 平方メートル、専用住宅 141 宅地。別図 10 は、上鶴間本町 6 丁目地内で、開発面積は約 2,000 平方メートル、専用住宅 15 宅地。81 ページの別図 11 は、上鶴間本町 9 丁目地内で、開発面積は約 1,400 平方メートル、専用住宅 8 宅地。別図 12 は、上鶴間本町 9 丁目地内で、開発面積は約 800 平方メートル、専用住宅 6 宅地。別図 13 は、上鶴間本町 9 丁目地内で、開発面積は約 9,800 平方メートル、専用住宅 61 宅地。別図 14 は、上鶴間本町 1 丁目地内で、開発面積は約 2,100 平方メートル、専用住宅 15 宅地。83 ページの別図 15 は、上溝地内で、開発面積は約 1,200 平

方メートル、専用住宅4宅地。別図16は、上溝地内で、開発面積は約1,800平方メートル、専用住宅13宅地。別図17は、上溝地内で、開発面積は約1,000平方メートル、専用住宅7宅地。別図18は、上矢部2丁目地内で、開発面積は約1,800平方メートル、専用住宅13宅地。85ページの別図19は、下九沢地内で、開発面積は約2,900平方メートル、専用住宅20宅地。別図20は、下九沢地内で、開発面積は約1,300平方メートル、専用住宅9宅地。別図21は、下九沢地内で、開発面積は約3,000平方メートル、専用住宅23宅地。別図22は、当麻地内で、開発面積は約3,000平方メートル、専用住宅21宅地。87ページの別図23は、当麻地内で、開発面積は約1,500平方メートル、専用住宅11宅地。別図24は、田名地内で、開発面積は約1,200平方メートル、専用住宅6宅地。別図25は、田名地内で、開発面積は約1,000平方メートル、専用住宅6宅地。別図26は、田名塩田1丁目地内で、開発面積は約1万3,000平方メートル、工業団地18区画。89ページの別図27は、二本松2丁目地内で、開発面積は約1,600平方メートル、専用住宅11宅地。別図28は、東大沼4丁目地内で、開発面積は約1,800平方メートル、専用住宅12宅地。別図29は、東淵野辺5丁目地内で、開発面積は約2,400平方メートル、専用住宅19宅地。別図30は、東林間6丁目地内で、開発面積は約2,200平方メートル、専用住宅16宅地。91ページの別図31は、光が丘3丁目地内で、開発面積は約1,800平方メートル、専用住宅13宅地。別図32は、御園2丁目地内で、開発面積は約1,800平方メートル、専用住宅12宅地。別図33は、宮下本町2丁目地内で、開発面積は約1,900平方メートル、専用住宅15宅地。別図34は、陽光台6丁目地内で、開発面積は約2,100平方メートル、専用住宅16宅地。

以上、34件41路線については、開発行為により市に帰属された道路を認定するものである。

93ページをごらんいただきたい。次に、道路敷の寄附受納に伴う道路について説明する。

別図35は、上溝地内で、地権者7名5筆。別図36は、上溝地内で、

地権者10名3筆。別図37は、中央2丁目地内で、地権者9名11筆。別図38は、橋本8丁目地内で、地権者11名6筆。95ページの別図39は、大野台5丁目地内で、地権者21名3筆。別図40は、西大沼1丁目地内で、地権者15名13筆。別図41は、御園1丁目地内で、地権者1名1筆。別図42は、御園3丁目地内で、地権者26名23筆。97ページの別図43は、若松5丁目地内で、地権者10名10筆。

以上、9件10路線については、道路敷の寄附受納に伴う市道の認定である。

次に、別図44の1件1路線については、文京1丁目地内における行政財産の所管がえに伴う市道の認定である。

なお、今回提案をしている路線のうち、別図2、別図5、別図11、別図18、別図24、別図25、別図30、別図36、別図44の路線の一部が片側隅切りとなっているが、これは開発等において開発者等に隅切りの指導を行ったが、隣接地権者の協力が得られなかったことによるものが主な原因である。

以上、説明した議案第27号市道の廃止及び議案第28号市道の認定について御決定いただくと、50路線3,892メートルが新たに追加され、市道の総路線数は8,613路線、総延長は約1,654キロメートルとなる。

○川田委員長 これより質疑を行う。

○田中委員 これは以前から申し上げていることだが、開発行為で道路をつくる場合、袋小路が結構多い。これは非常に危険ではないかと以前から言ってきたが、今回も結構な数があり、ましてや大野台近辺は、それだけでなく道路が狭く大変なのだが、今回も延長153メートルというものがある。この袋小路問題というのは、今、どういうふうに考えているのか。

○内田土木計画課長 前回も袋小路の話があり、そのときも答えさせてもらったが、開発の地形、面積の中で、極力、袋小路にならないように指導はしているが、2カ所の道路がどうしてもとれないという中で、やむを得ずこのような格好になる。指導においても苦勞をしているが、極力な

らないように今後も指導をしていきたい。

○田中委員 およその数でいいが、全体として、市内には何カ所ぐらい袋小路があるのか。

○内田土木計画課長 把握していない。

○田中委員 例えば、消防活動において、袋小路の道路で支障を来したというような事例はどのぐらいあるのか。

○内田土木計画課長 その辺の話は聞いていない。

○田中委員 それはぜひ把握してほしい。一つの例だが、袋小路のところに消防車が間違っに入ってしまい、Ｕターンできないところだったので、バックをして火元のところに行ったということで、かなりのロスタイムを生んでいる。そういったことも含めて、きちんと袋小路が何カ所あるのか、それからこういう事例がどのぐらいあるのか把握する必要があると思うが、その点はどうか。

○内田土木計画課長 委員が言われるとおり袋小路等については把握する必要があると思うが、どの程度あるのかわからないが、今後その辺の調査活動等もしていきたい。

○田中委員 これから特に防災面が問題となるので、ぜひ把握をしてもらいたい。もう一つは、できるだけ袋小路をなくすような考え方でいろいろやっているということだが、場合によって条例ということも含めて、そろそろこういうものをなくしていこうというスタンスは現在持っているのか。

○内田土木計画課長 条例等の中で行きどまり道路の関係をどう考えているのかということだと思うが、いずれにしても、こういう開発行為については、ある程度法律の中で行われるが、その中で袋小路がだめだということになると、開発の制限という問題が出てくると思うが、いずれにしても、その辺については検討させてもらいたい。

○田中委員 ぜひ検討してもらいたい。これから一般会計予算でも議論されると思うが、まちづくり条例といったものもつくっていく時代なので、その点は強く要望しておく。

○川田委員長 他に質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって質疑を終結する。

これより討論を行う。

討論はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって討論を終結する。

これより採決に入る。

議事の整理上採決を区分して行う。

議案第２７号市道の廃止については、可決することに賛成の諸君の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○川田委員長 起立総員。

よって、議案第２７号は可決すべきものであると決した。

議案第２８号市道の認定については、可決することに賛成の諸君の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○川田委員長 起立総員。

よって、議案第２８号は可決すべきものであると決した。

—————◇○○◇—————

議案第２９号 平成１６年度相模原市一般会計補正予算（第４号・所管部分）

○川田委員長 議案第２９号平成１６年度相模原市一般会計補正予算の本委員会所管部分を議題とする。

提出者の提案理由の説明を求める。

〔岩本土木部長、内田都市部長、吉田建築部長説明〕

○川田委員長 これより質疑を行う。

○阿部委員 補正予算書９ページの繰越明許費の項１５都市計画費の上から３番目の上鶴間道正山土地区画整理事業補助金に関して伺う。この事業は、若干のおくれを見ながらも、今月の１９日には着工になると聞いている。木が大分伐採され、見晴らしがよくなって、地域の方でも大分進んでいるような印象を皆さん持っているが、大体、事業がどのような段階

にあるのか、なかなか伝わっていないようなところもあるが、現状はどうなっているのか。

○宮崎都市整備課長 相模原市と大和市との行政境近くに約2.4ヘクタールの地区で取り組まれている区画整理事業だが、昨年8月に土地区画整理組合が設立され、現在、事業が進められているところである。この事業については、当初、16年4月の段階で本組合をつくりたかったが、一部の地権者に変更等が生じ、事業化への合意形成に時間を要したことから、今、事業がおくれてきている。さりとて、先ほど委員から発言があったように、地域内にある樹木等の伐採工事等が進められており、本年度、実は明許繰越の手続きをとらせてもらっているが、雨水調整池の築造工事関係がどうしてもかかるということで、18年度の完成を目指しながらも、地権者一丸となって取り組んでいると承知している。

○阿部委員 この地域の特徴として、大和市境の部分等、かなりの緑を残して開発を進める方式がとられていると思うが、残された部分の管理をどうしていくのかと。近隣住民との連絡を密にしながら事業を進めていかなければいけないと思うが、その辺で、地域住民の力をどのようにかりていくのか、その辺に対する考え方を伺う。

○宮崎都市整備課長 旧河川敷を集約し、緑地として残していこうというふうなことが計画されており、現在そこを管理している東京都と調整をするが、緑地の中に残っている非常に貴重な植物等があるということなので、近隣の方々と連携を図りながら進めていきたい。

○阿部委員 ここの地域の皆さんは、緑を残す会もあり、何でもできることはやっていきたいという気持ちでいっぱいだが、なかなか地域のリーダーシップでこういうことをさせてほしいと声を上げるまでには至っていない部分があるようである。行政でぜひそういう声を聞いて有効に力を生かせるような進め方でやっていってもらいたいと要望する。

○加藤委員 今回、繰越明許費になっている項目がかなりあるが、特に生活をしている住民に関係してくる問題の中で、河川費の関係がある。理由を伺った中では、台風等、相手が自然の問題によるおくれがあるのだろうが、工事をするに当たってのいろいろなスケジュールの組み方につい

ては、いろいろな形で対応していけば、必ずしも台風の時期とぶつかることはないのではないかと思われる。そうした点の考え方と、これからの事業計画におくれや支障があるのか伺う。

○榎田河川整備課長 今、委員が言われたように、河川工事は通常、台風のシーズンを避けた10月以降に着工している。このため、期限が限られてしまい、このことが主な要因で繰り越すという形になっている。工事によっては、どうしても工期がとれない形になってしまい、私どもとしては年度内に終わるようにいろいろ努力はしているが、水がふえたり、いろいろな関係で繰り越してしまうというのが実情である。繰り越しによって、全体計画に影響はないかということだが、繰り越し工事については、その年度の工事に影響がないように、特別な理由がない限りは、遅くとも次の年度の台風シーズンの前の7月までには終わらせるような形で計画している。また、繰り越しを行っても、年度年度の工事は計画的に進めているので、そういう面では影響は少ないと考えている。

○加藤委員 去年は特にあれだけの台風が来たので、いろいろな部分で影響が出たと思うが、今言われたように、季節のいろいろな自然環境もまたきちんと考えながら、河川だけではなくて、全体的にその辺もしっかりと研究しながら、改良等に取り組んでもらえればと思う。

○山岸委員 補正予算全体を見ると、繰越明許の部分もそうだが、事業費が確定して戻している部分、それからもっとやればよかったのに、いろいろな障害で事業費を整理しなければならないということがここへ来て、ざーっと出てくる。加山助役を初め検討してもらいたいのは、用地交渉がなかなか進まないために、河川であれ、道路であれ、そういう欠陥があるような気がする。そのために、翌年へ持ち越さなければならない。どんどん進めば、その年度の経費が計画どおりに消化されていくにもかかわらず、どうも進むべきものが進まないために、年度に寄って、それを繰り越さなければならない。あらゆる部署にそういう点がある。それは、交渉に行く側と、それを試算するポジションとの連携がまずいとか、いろいろ制度的な欠陥があるように思う。ぜひひとつ、新年度はそういうことを含めて、計画された仕事が順調に進むようにやってもらいたい。見解があれば伺う。

○加山助役 今、御指摘された用地買収、またいろいろな交渉等の問題だが、評価の方法については、今、財務部の1カ所で集中的に評価をし、事業課でその評価をもって交渉に当たっている。そういう中で、市としての評価、それと実際の現地での相手方の言い分とかいろいろな状況を調整すると、なかなか市が出した評価だけではいけないという問題もある。そういったときに、評価は評価ということになるので、実務担当の方としては、そこら辺の調整がなかなかできない中で、事業のおくれが出てくると私どもも考えている。委員御指摘いただいたように、その制度を少し見直さなければいけないということで、現在見直しを行っており、新年度からは体制をもう一度組みかえし、実際の実務担当がもう少し実態に合わせる交渉だとか事業推進ができるような体制にしていきたいということで、今、準備をしているので御理解いただきたい。

○田中委員 31ページの建築確認申請手数料が減額されているが、この理由はということなのか。

○石田建築審査課長 平成11年度に民間確認検査機関ができ、徐々に民間の方への確認申請の提出が進んでいる。ちなみに、平成15年度に市に出された確認申請が48.6%、民間が51.4%だったが、平成16年度2月末現在では、市が28.2%、民間が71.8%ということで、民間への移動が非常に多い中で、確認申請手数料の減額をさせてもらった。

○田中委員 非常に民間での確認申請が多いということだが、具体的な例を申し上げますと、例えば淵野辺に15階建てのマンションが建てられるようになった。それは住宅地の真ん中で、いろいろ日照の問題があって、3階までが5世帯で割と普通のマンションだが、4階から15階までが3世帯で、煙突のようなマンションである。それがよきとできるということで、とにかく周辺の住民は戸惑った。それで、いろいろと業者と交渉したが、業者は横浜の業者で、確認申請をやったのは東京の民間業者である。平成15年あたりからこういうことが進んでいるということだが、こういった問題というのは、市役所に行けば何とか相談に乗ってくれるのではないかという期待を持っていたが、説明会も2回で打ち切られ、工事が行われている。現在のままでは、こういう状況が野放しになってしまうの

ではないかと思うが、その点はいかがか。

○石田建築審査課長 本市においては、中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例があり、基本的にその条例に基き、住居地域だと4階以上、商業系では5階以上の建築物については事前協議を行っているはずだと思う。

○田中委員 そうすると、この例も恐らく行政と事前協議を行われているかと思うが、行政はこういったものを全部把握しているのか。

○木村建築部専任参事 届け出等が出るシステムになっているので、把握していると理解している。

○田中委員 そういうシステムになっているということだが、住民とのいろいろな話し合いの場だとか説明会の場に横浜の業者が出てくる。そうすると、住民は戸惑う。結局、この場合、相模原市には余り言ってこなかった。そして、2回の説明会で打ち切られたということである。しかも、そういった直接言う仕組みがあるということもわからなかった。先ほども言ったように、住民意見の反映が今までもしづらかったと思うが、こういうような状況だと、ますますしづらくなってしまわないか。それで、私に言わせれば、お化けのようなマンションである。15階建てで4階から上が3部屋で、煙突みたいなものがずっと建っている。近隣で一番高いのは5階建てである。だから、非常に町の景観としても、どうなってしまうのかということである。そういう状況の中で、住民が行政に対して、こうしてほしい、ああしてほしいということがだんだん希薄になってくると感じている。その点はいかがか。

○吉田建築部長 先ほど申したように、今、確認申請は民間に移行しているが、私ども行政として、いろいろ条例、要綱を持っているので、市のそういう決め事を各民間機関に通知を出してお願いしている状況で、例えば民間機関に確認申請が出ると、市に直接連絡が来るようになっている。その関係で、当然、中高層等の処理がなされているかどうか事前チェックをして、仮にない場合は、当然、その条例を踏まえた中で確認処理するように要望しているので、民間でも、市でも、同じような状況でやっている。また、まちづくり条例等の関係があると思うが、さらにそれを事前

に住民に、より周知ができるような方法で現在検討しているところである。

○田中委員 そういう点で、ぜひ強化してもらいたい。とにかく、住民の意見が行政に反映されて、十分に納得はできないけれども、一定の合意が得られるという条件をつくっていく必要があると思う。そうでないと、今回の場合のように、民間でも確認申請ができるということは、住民はほとんど知らない。それで、結果として驚いている状況なので、そのことも含めて、今、回答があったが、行政がまちづくり条例だとかいろいろなものの中で位置づけてやってもらいたいと要望しておく。

○川田委員長 他に質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって一般会計補正予算の本委員会所管部分の質疑を終結する。

これより討論を行う。

討論はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって討論を終結する。

これより採決に入る。

議案第 29 号平成 16 年度相模原市一般会計補正予算の本委員会所管部分は、可決することに賛成の諸君の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○川田委員長 起立多数。

よって、議案第 29 号は可決すべきものであると決した。

休憩する。

午前 10 時 44 分 休憩

午前 11 時 00 分 開議

○川田委員長 再開する。

議案第 31 号 平成 16 年度相模原市下水道事業特別会計補正予算
 (第 2 号)

○川田委員長 議案第 31 号平成 16 年度相模原市下水道事業特別会

計補正予算を議題とする。

提出者の提案理由の説明を求める。

〔岩本土木部長説明〕

○川田委員長 これより質疑を行う。

○田中委員 麻溝台地区雨水幹線整備事業は発注ができなかったと説明があったが、その経緯はどうなっているのか。

○石川下水道整備課長 この麻溝台地区雨水幹線整備事業については3カ年継続事業なので、全体設計承認ということで昨年4月に県に申請をした。一応許可をいただいた中で、6月議会に上程すべく入札の公告を行ったが、入札の参加者が1社ということで、この公告は中止になった。私どもはぜひとも執行したいので、次の9月議会に向けて、7月に再度公告を行った。そこで談合情報があったので、ここでも入札が中止になった。その次の12月議会も考えたが、いかんせん3カ年、900日の工事期間を要するので、12月議会では工期が間に合わないということで、万なく中止をした次第である。

○田中委員 これはJ Vだと思うが、1回目の入札で1社しか来なかったもので中止したというが、この非常に不景気なときに1社しか来なかったということは、なかなか理解ができない。その背景というか、なぜそうなったと考えているのか。

○岩本土木部長 相手方の問題なので、なかなか中身まではっきり言えないが、確かに委員御質問のように3社のJ Vということで、大手1社、市内業者2社ということで設定させてもらった。ただ、手を挙げられた方が1組しかいなかったということで不調に終わった。この景気の中でというお話だが、なかなか業者間の話なので、私どもとしては何ともこの点で意見を述べるところまではいかない。

○田中委員 2回目は談合情報があって、中止になったのだろう。どうもこの辺は解せないが、結果として、1年間工事を延期したことになった。ここはたしか浸水地域で、何とかやってほしいという住民要望も強かったと思うが、住民への説明はどういうふうにされたのか。

○石井下水道整備課長 住民への説明は、まだ調べていないので、正

式にはやっていない。

○田中委員 この工事が16年度からスタートするということについては、住民に言ってあるのか。

○石井下水道整備課長 この幹線の目的は、相模原日産自動車部品センター北側の県道町田線、もっと広く説明すれば、北里大学周辺の浸水を解消することである。当然、北里大学等からも要望は来ており、そこら辺の話は一応させてもらっている。

○田中委員 確かに住民の強い要望があった。結果として、形の上とはいえ、全体で約10億円かかる工事を1年間寝かせたことになる。業者との信頼関係に起因するのかなどのかわからないが、やはり浸水を何とかしてほしいという住民の要望にこたえるべく、不透明さを残さないことが大切だし、入札が2回も失敗するようなことがないように強く要望しておく。

○川田委員長 他に質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって質疑を終結する。

これより討論を行う。

討論はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって討論を終結する。

これより採決に入る。

議案第31号平成16年度相模原市下水道事業特別会計補正予算は、可決することに賛成の諸君の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○川田委員長 起立総員。

よって、議案第31号は可決すべきものであると決した。

—————◇○◇—————

議案第33号 平成16年度相模原市自動車駐車場事業特別会計補正予算（第1号）

○川田委員長 議案第33号平成16年度相模原市自動車駐車場事業特別会計補正予算を議題とする。

提出者の提案理由の説明を求める。

〔内田都市部長説明〕

○川田委員長 これより質疑を行う。

質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって質疑を終結する。

これより討論を行う。

討論はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって討論を終結する。

これより採決に入る。

議案第 33 号平成 16 年度相模原市自動車駐車場事業特別会計補正予算
は、可決することに賛成の諸君の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○川田委員長 起立総員。

よって、議案第 33 号は可決すべきものと決した。

休憩する。

午前 11 時 14 分 休憩

午前 11 時 25 分 開議

○川田委員長 再開する。

—————◇○○◇—————

議案第 3 号 平成 17 年度相模原市一般会計予算（所管部分）

○川田委員長 議案第 3 号平成 17 年度相模原市一般会計予算の本委
員会所管部分を議題とする。

提出者の提案理由の説明を求める。

〔岩本土木部長、内田都市部長、吉田建築部長説明〕

○川田委員長 休憩する。

午後 0 時 04 分 休憩

午後 1 時 00 分 開議

○川田委員長 再開する。

これより質疑を行う。

○阿部委員 予算主要施策説明書のページに沿って質問する。まず、100ページの交通バリアフリー道路特定事業と、関連して102ページの道路新設改良費について伺う。まず、道路新設改良費の南保健福祉センター入口交差点用地購入事業だが、今月末には南保健福祉センターの開所式があるということで、福祉センターの建物が大体でき上がってきている段階に来て交差点の工事をするということだが、開所に合わせて工事が終了している状況が望ましいと思う。この辺、何か理由等があったら、説明をお願いします。

○内田土木計画課長 市道谷口台東林間の整備については、平成13年度に策定した相模原市交通バリアフリー基本構想の中で、相模大野駅周辺地区を重点地区に選定し、既に計画されていた南保健福祉センターへのアクセス道路として位置づけた。交通バリアフリー道路特定事業の中で事業内容あるいは交通バリア全体の事業の整合性を図りながら整備年度を定め、平成22年の完成を目指し、平成16年から用地測量等を実施している。

○阿部委員 バリアフリーの部分で関連して、相模大野駅北口駅前広場エレベーター設置事業について伺う。相模大野駅を利用してバスに乗って病院に行っている方から、エレベーターをつけてほしいという要望が非常に多く、ぜひ進めてもらいたい事業だと思うが、地域の方と話をすると、デッキをつくるときに、何でエレベーターをつくらなかったのかという声が結構ある。後からつけると金額が高くなるというふうに市民は受けとってしまう。大分前の話になってしまうと思うが、デッキ作成時に一緒にエレベーターをつけるという計画はなかったのか。

○内田土木計画課長 相模大野駅北口のペDESTリアンデッキについては、相模大野駅周辺土地地区画整理事業により、平成6年3月に完成した。ペDESTリアンデッキへの移動手段として、歩行者の大量輸送やエレベーターの併置性の問題などにより、エスカレーターが採用された。現在、エスカレーターは、介護者がいれば車いす等が乗れる。また、エレベーター

を設置することによる交通広場とバス乗り場への対応だが、高齢者や障害者については、介護者が一緒にいることによって横断歩道を横断できるように整備がされる。設置時と後でという話だが、設置した後につくる方が当然経費がかかってくる。

○阿部委員 最初に触れた交通バリアフリー道路特定事業についてだが、今の南保健福祉センターの部分や相模大野駅のエレベーターの部分というのは、相模大野駅近辺が重点地区ということで取り組んでいることの一環ということだったが、ほかにもまだこれから交通バリアフリーの点でやっていかなければいけない点があると思うが、そちらがどうなっているのか、考え方があったら説明をお願いします。

○大村都市交通計画課長 交通バリアフリー法では、1日当たりの駅利用者数が5,000人以上の駅については、エレベーターの設置等、バリアフリー化に向けた努力をなさいというようなことになっている。今回、南橋本駅もエレベーター設置の工事を進めていくが、次に乗降客の多い市内鉄道駅として矢部駅が該当すると考えており、こちらについても鉄道事業者と連携を図りながら、バリアフリー化の促進に向けた努力をしていきたい。

○阿部委員 南保健福祉センター入り口の交差点に関しては、私も子供のころからよく通っているが、車が通るというよりは自転車がよく通るような道だったと記憶している。そこにあれだけ大きな保健福祉センターができるということで、普通の交差点としては、ちょっと印象の違う交差点だったなという感じがしている。相模大野駅のエレベーターも、やはり最初からあった方がよかったなという印象がどうしてもあるところである。交通バリアフリーの部分で、今、矢部駅という話があったが、国の法律ができたから取り組むという姿勢ではなくて、むしろそういうような法律ができたときには、もう相模原市ではとっくに取り組んでいる、市民に必要なものだから一番身近な市で取り組んでいる、地方分権の時代なので市でもうやっているというような意識であつたらよかったなという印象を受けた。この事業自体、私はすごくいいことだと思うし、どんどん進めてもらいたいと思うので、そのような意識で今後取り組んでもらいたいと要望す

る。

続いて、104ページの都市計画総務費の麻溝台・新磯野地域整備推進事業に関して伺う。このところは後ほど部会で説明があると思うが、将来の大きな部分の始まりというふうに認識しているので、大まかで構わないので、具体的な内容とか考え方があったら、願います。

○宮崎都市整備課長 現在、麻溝台・新磯野地域整備推進事業、A & Aと呼んでいるが、相模原市の核をつくっていきたいという考え方のもとに取り組んでいるものである。現在、1, 1000人を超える地権者と連携を図りながら、土地区画整理事業の立ち上げに向けて関係機関との協議を進めている。特に本年度、後ほどの部会で説明させてもらうが、タウン計画というものを作成して、この中で将来のビジョンをつくったので、そういったものを今後生かしながら、地権者の合意形成あるいは関係機関との協議に供しながら、早期事業化に向けて努力してまいりたい。

○阿部委員 この部分で感じたことだが、昨年11月に私ども市政クラブでシンガポールへ行政視察に行ってきた。シンガポールでは、資源も何にもないジャングルだった淡路島くらいの小さい島で、産業もないし工業もない何もなくてどうするかということで、外国の企業を積極的に誘致して、観光客を集めてお金を落としてもらうということで国づくりを始めて、今も継続している。国民の税金で何かをするという発想よりも、国の魅力を高めることで国を運営していこうということを中心に取り組んでいた。相模原市も、都市経営の視点でこれから取り組んでいくという方針が出ているので、産業は産業、緑は緑、生活圏は生活圏という発想ではなく、それぞれが融合して、相模原市の魅力を高めていく、積極的に相模原市の魅力づくりをやるというような事業だと思っているので、その視点で、ぜひ相模原市の魅力をつくり出してってもらいたいと要望する。

続いて、その下の地理情報システム開発経費に関して伺う。タッチパネルシステムのデータ更新と書かれているが、具体的内容をお願いする。また、今、操作するタッチパネルがあるが、私が住んでいる上鶴間本町地区は昨年2月に住居表示が実施されて上鶴間本町になったが、先月利用したときには上鶴間本町ではなくて、まだ上鶴間のデータだった。もともと住

んでいる人は自分の番地がわかるのでいいが、新しく来た人は自分の住所がないような状態だったと思うが、その辺の対応等も含めて説明をお願いする。

○尾崎都市計画課長 この経費については、用途地域だとか建ぺい率、容積率などを都市計画情報と言っているが、こうした情報を市民に検索、提供をしているシステムの維持管理に要するものが主なものである。新しい取り組みとしては、市民から要望が非常に高かったインターネットによる検索システムを平成17年10月稼働を目途に体制を組んでいきたい。要するに、市役所に直接出向いてこななければいけなかったものが、インターネットにより自宅で都市計画情報が検索できるようになり、市民の利便性の向上が図られると私どもは考えている。それから、タッチパネルは、住居表示がされているところについては、例えば上鶴間本町の何丁目何番地あるいは何丁目何千番地ということで検索ができるわけだが、検索をする際のベースとなる地図について、定期的に更新を行っているが、道路認定などと一緒に年度末に一括して行うことになっており、したがって、その間、住居表示があった場合は旧表示のままになっている状況になっている。今、話がかった上鶴間については、昨年、住居表示が実施されたが、今現在、更新の作業をしているので、4月以降に新しい住居表示になっていると思うので、よろしく願いしたい。

○阿部委員 インターネットによる検索というのは、これから電子自治体、電子市役所ということで、ここだけではなくて、いろいろな部署からいろいろなサービスがどんどん提供されていくと思うので、その辺の入り口的なものの連携等も要望させてもらう。入り口等、ここだけを探して来るということではなくて、市役所のホームページから自分のやりたいサービス、受けたいサービスに迷うことなく行けるようなつくりを、横の連携で全庁的に取り組んでももらいたいと要望する。それから、住居表示の件だが、年度末に一括にという話だったが、2月にせっきく住居表示をしたら、2月に対応してもらいたい。データのリアルタイム性というものがあつた方が、せっきく地元の人たちに新しい住所を告示しているので、調べると前の住所という、残すつもりがなくても残っちゃうような面は仕方

ないと思うが、両方使わなければいけないような不便性も生じてくるのではないかという印象を受けてしまうので、できたらリアルタイムにデータを更新していくように要望する。

次に、その次の市民参加型まちづくり推進経費に関して伺う。これはこれからやっていくことだと思うが、具体的な部分と、市民参加型という名称がついているが、相模原市として市民参加型というのはどういうものか、市民が参加する、市民と一緒にやっていくというのはどういうものかという基本的な考えを確認したい。

○尾崎都市計画課長 まず、この事業の経費だが、先ほど委員の質問にあったように、市民参加によるまちづくりを進めるために、現在、市で仮称まちづくり条例を検討しており、その策定と策定後の普及啓発にかかわる経費が主なものである。具体的に申し上げますと、シンポジウムの開催経費だとか、あるいは啓発用のパンフレットなどが具体的な経費となっている。この条例については、昨年１２月に検討委員会から提言をいただいております。検討委員会からの提言を踏まえて、現在、策定の作業を進めている。策定に当たっての基本的な考え方としては、市では平成１５年２月にパートナーシップ推進指針を策定しており、まちづくり条例については、都市計画分野で市民と行政が一体となったまちづくりを進めていくといったことを目的として、１つは、まちづくりにおける市と市民と事業者の３者の責務等を明らかにすること、それから市民が可能な限りまちづくりに参加しやすい仕組みというか、環境づくりをどのように行っていくのかといったことを視点として、現在条例策定の検討を進めている。

○阿部委員 市民参加とっているが、具体的なところでどうしていくのかという話になると、とても難しい話だと思う。都市計画の分野ではあるが、ほかにもいろいろな分野があって、そことも連動しながら——都市計画はこうだけれども、よそは違うという話ではないと思うので、その辺の進め方はすごく難しいと思うが、今回の予算では普及啓発までということで、普及啓発でお知らせするだけというよりも、パンフレットとかシンポジウムとかで市民を巻き込みながら、これからやっていくということだと思う。責任を明らかにしながら、どういう形でやっていくのか見つけ

ていくということなので、詳細がまだ見えないところもあるが、今の視点で進めていけば、皆さんが納得できるものができてくるのではないかなと思うので、しっかり進めてもらいたい。

続いて、その下のマル新のコミュニティバス運行事業に関して伺う。コミュニティバス運行事業に関しては、あちらこちらの他自治体でも導入しており、そのようなマスコミ報道等を耳にして、ぜひやってほしいという声を聞くが、どのような形でこれから入れていくのか。具体的内容と方針等を確認したい。

○大村都市交通計画課長 コミュニティバスの導入については、交通不便地区における高齢者などの生活交通手段の確保ということを目的に、平成17年度には本格運行に先立つ実証運行をしていきたい。このため、4月には検討委員会を設置し、運行経路、運賃等を含む運行計画を策定し、実証運行であっても新しい路線となるので、認可の申請手続等の準備を進め、18年1月ごろには実証運行を開始したい。期間としては2年間を予定しており、バスの運行については、市から乗り合いバス事業者に委託する予定である。実証期間中には、乗降客数の調査あるいは利用者アンケート等を実施し、需要の把握あるいは運行経路、運賃の妥当性の検証を行い、本格運行について検討していきたい。

○阿部委員 コミュニティバスに関しては、交通問題特別委員会でもずっと取り組んできており、なるべく早い時期に導入してほしいとか、市民協働で取り組んでほしいとか、路線の選定に注意してほしいというような要望も出ていたと思うが、今回の実証に当たって、どのような形で盛り込まれているのか。

○大村都市交通計画課長 交通問題特別委員会では、できるだけ早い時期にという話があったので、当初18年度中からの実証運行ということを検討していたが、1年前倒して17年度に実証運行できるような体制を組んでいこうということで、今回対応させてもらった。また、障害者等に配慮した運行をとという話も出ていた。そういう中で、導入するバス車両については、車いすの方も乗車でき、高齢者も乗降しやすい小型の低床バスを検討している。また、検討委員会のメンバーには女性の参画をお願いし

たいというような話も出てきているので、現段階では、公募する委員や関係機関にできる限り女性の推薦をお願いしている状況である。

○阿部委員 市民協働については、検討委員会に女性を入れたり、市民に入ってもらおうということだが、実証の２年間で一番大事なのは、路線の選定をどうするかである。いざというときは欲しいけれども、ふだん使うわけではないとか、せっかく導入したけれども、利用者が少なかった、役に立たなかったということになると、本当に目も当てられなく、何のためにやっているのかというふうになってしまう。この辺で一步踏み込んで、むしろ市民からどういうふうにやっていきたいというところがあるといいと思う。というのは、市民がもともと求めている運動にこたえるような内容の事業だと思う。他市でもスポンサーをつけてということがあるが、できれば検討委員会以上に、路線の選定に関しては市民の力をかりられるように要望する。

続いて、１０６ページの建築指導費に関して伺う。マル新の既存木造住宅耐震化促進事業全般に関して伺う。これは、建設委員会でも要望させてもらった部分であり、大変事業が進んできており、評価できる。この具体的内容だが、想定している助成件数、また耐震化診断の結果によって、耐震化を行わなければいけないと把握している住宅の件数を伺う。

○石田建築審査課長 平成７年に発生した阪神・淡路大震災により、昭和５６年５月以前の木造住宅が非常に多く倒壊し、死者６，０００人以上が発生した。その教訓から、平成８年度より木造住宅の耐震助成制度を行ってきている。５６年５月以前の木造住宅の建築件数は約３万棟と推測している。その３万棟の中で、昭和６２年に今まで準防火地域の指定がなかった地域が指定されたことにより、外壁、軒裏、開口部等が防火構造になっていない建築物が２万１，０００戸と推測している。これらの建築物について、防災に強い住宅づくりを目指していく。平成８年度から耐震診断を行ってきたが、ここ数年間は平均５０件程度で推移していたが、昨年、中越地震があり、また、阪神・淡路大震災から１０年という節目の年で、非常にマスコミ等で大きく取り上げたことにより、今年度は、現在のところ９７件となっている。そのような中で、耐震診断だけではなくて、あく

までも改修をして、地震に強い家づくりをしてもらおうということで、予算計上させてもらった。

具体については、一番上の耐震化促進事業だが、まず、現在もやっているが、耐震改修の必要性を判断するため、専門家により行う耐震診断費用の助成を行うものである。費用3万円のうち3分の2、2万円を補助するものであり、90件を予定している。それから、耐震改修補助金は、耐震診断で改修の必要があると判定されたものについて、耐震改修工事費の助成をするものであり、工事費の2分の1かつ50万円を上限として30件を予定している。それから、防火構造改修補助金は、耐震改修工事に合わせて実施する防火構造改修工事費の助成をするものであり、工事費の2分の1かつ50万円を上限として30件を予定している。さらに、改修計画作成費用等補助金ということで、建築設計事務所が申込者の依頼により作成する耐震防火改修計画書、改修図面等の作成費用の助成をするものであり、費用の2分の1かつ10万円を上限として30件を予定している。その他、設計診断をする設計士、それから施工をする施工業者がそれぞれ講習会を受講した上で登録申請をしてもらう。登録された設計士及び施工者が技術的に向上すると同時に、この制度を活用することによって、建築主、そして市との信頼関係が生まれるということで、登録制度をつくっていく。それから、次の改修融資預託金2,000万円だが、既存木造住宅耐震化促進事業の耐震改修助成制度により、耐震改修及び防火改修を行う建物所有者に対し、助成を受けた後の改修工事費の不足分について融資制度を創設するものである。2,000万円は融資の運用金として契約金融機関に預け入れるもので、約4,000万円を借り受けられるのではなかろうかということで、最大400万円を借りるという形の中で10件程度を想定している。それから、改修資金利子補給金88万円だが、融資制度に基づき融資を受けた建物所有者に対し、融資にかかる利子の全額を助成するものである。

○阿部委員 危ない住宅が2万件以上あって30件という想定だが、この辺の根拠をもう一度願います。

○石田建築審査課長 県内で先行しているのは横浜市で、大分前から

やっているが、非常に大きな金額を助成しているので、ある程度の実績がある。横須賀市は平成15年度から始めており、平成15年度は5件、それから平成16年度は、今現在入っている情報では2件ということである。横須賀市は耐震改修だけだが、50万円を限度という形の中で助成制度があるが、このように少ない。それから、平塚市は平成16年4月にできたばかりだが、これも2件ということで非常に少ない実績である。このようなことから、耐震診断を行う90件の30%という形の中で、30件ぐらいが妥当ではなかろうかと思っている。

○阿部委員 診断を受ける件数が軒並み50件前後で推移し、大きな災害等があって97件になり、その中の30%で30件ということだが、地震は必ず来るし、危ない住宅がこれだけあるのに、こんなに少ない件数ではまずいのではないかとということで、もっとたくさん診断を受け、助成を受けてもらうような啓発をどんどんやっていき、危ない住宅が2万件以上あるのをゼロにする、なくすように取り組む第一歩という気持ちでやってもらっていると思うが、他市の状況とか診断の実情を考えての件数だということで理解した。やはり大地震は必ず来るし、天災は忘れたころにやって来る、だから忘れないように備えている、そのことを気づかせる一つの大事な事業だと思うので、そういうような気持ちで、もっと大きく発展していくように要望する。

110ページの30の自転車対策費に関して伺う。マル新で路上自転車駐車場整備事業があり、特に放置自転車の多い相模大野駅周辺で緊急の対策としてということだが、具体的内容をお願いする。

○中村駐車場対策課長 相模大野駅周辺では、市営、公営、民間の自転車駐車場が多く整備されている反面、放置自転車の数がなかなか減らない現状である。特に北口のコリドー街の車道あるいはオカダヤモアーズ前の歩道あるいは横浜銀行前のスロープわきの歩道、そういうところに放置が多いのが現状である。このため、オカダヤモアーズ前と横浜銀行前のスロープわきの2カ所に緊急対策ということで歩道幅員を確保した中で、機械式の有料自転車駐車場を整備するものである。整備台数については、モアーズ前に94台、横浜銀行わきに72台の166台程度で、リース方式

により整備する予定である。時期については、緊急対策ということなので、なるべく早期に利用が図られるように整備に努めてまいりたい。また、この路上自転車駐車場については、平成15年に橋本駅南口の相原高校わきの歩道に整備したものと同様に市営駐車場として管理運営を行っていく。今後、名称、利用料金等を含めて、6月議会に条例改正を予定している。

○阿部委員 モアーズ前と横浜銀行前のスロープわきということで、たしかにこの2つはいつも身動きがとれないぐらいに自転車があり、早急に対策が望まれていたところだと思う。コリドーの話も出ていたが、コリドーからこちらに持って行くような指導をするのか。

○中村駐車場対策課長 現在、コリドーについては、あの周辺の商店街あるいは地元の住民と連絡協議会をつくっており、その中で検討している。最近では、商店街が開く10時前に赤札をつけ、店がオープンすると同時に撤去するというようなやり方で、買い物に来られた方を阻害することなく、長時間放置の自転車を撤去するように心がけている。

○阿部委員 これに関連して、平日は指導員がいるが、土日の対策、あと、相模大野駅は南口も同じ状況で、この間の風でもかなりの台数が倒れて危険だったという話を聞いており、私もあそこを通ると危険だなという印象を受けているが、対策はどのようになっているのか。

○中村駐車場対策課長 まず、南口の状況についてお話しする。南口については、公営の自転車駐車場が1カ所、それから民間の自転車駐車場が2カ所あり、両方で大体1,800台が整備されている。利用状況は、公営が約80%、それから民間においては2時間無料の機械式だが、ちょっと駅から遠いこともあり、50%程度の利用と聞いている。放置自転車の状況だが、南口については北よりも多少少ないが、16年5月の調査では1日約300台の放置があるとのことだった。対策としては、先ほど申し上げた整理指導員の配置により、啓発活動や危なくないような整理活動、それから放置防止指導員による放置自転車の移動を行っている。これまで南口だけでも18回、717台の自転車、バイクを撤去した。今後についても、これら啓発活動や移動活動を続けていくとともに、先ほど申し上げた北口に整備する路上自転車駐車場の利用状況あるいは民間自転車駐車場

の活用なども検討に入れ、対応策を考えていきたい。

それから、土日のガードマンの配置ということだが、これまで大野や橋本など、特に放置の多い駅周辺で重点的な対策ということで、放置防止指導員、いわゆるガードマンを配置し、啓発活動であるとか近隣の駐車場への案内業務を行っていた。ガードマンあるいはシルバーに出てもらって自転車の整理をお願いしていたが、こういった方たちは通勤、通学の利用者に対する方策ということで、原則、平日に配置をしていた。ただ、地元からの要望によっては、状況に応じて土曜日に配置をしていたところもある。ただ、緊急雇用対策事業ということで16年度まで行っていた事業が終了したことにより、17年度については、残念ながらガードマンの人員が大分削減されると想定している。今後はより効果的な配置を考えていかなければならないということで、お話があった土曜日等の配置についても、地元等から要望があれば、その時点で実情を見ながら検討させてもらいたい。

○阿部委員 南口は北口よりも多少少ないというのはそのとおりだが、北口が異常なだけで、南口も十分危険だと思う。私は大野で生活しており、駅を利用しているのでそういう実感があるが、市内全域で挙がっているところは、やはりどこも同じ状況だと思う。土日の指導員の効果的な配置という話もあったが、平日のピーク時に比べてしまうと少ないのかもしれないが、確かに異常なぐらい散乱している状況だと思うので、その辺の対策を進めてもらえるように要望する。あわせて、大野だけではなくて、市内全域で路上に今、放置自転車が散乱しており、危険だという声が出ている。指導員を置かなくてもいいようなまちづくり、もしくは指導員を置かなくてもいいようなまちづくりの将来像を示して、そこに向かっていくという取り組みができたら一番いいと思うので、そのようなまちづくりを要望する。

○加藤委員 まず最初に、項目としてはないが、交通バリアフリー特定事業に関連する問題だが、今回、電線類地中化事業がどこにも見当たらないが、この辺の状況を教えてほしい。

○神保道路整備課長 項目的に相模原二ツ塚線道路改良事業があるが、今年度、相模原市側については電線の地中化工事は行わない。ただ、座間

市と相模原市と共同で、県が施工する区域外の行幸道路までは整備する。座間市側について、共同化の工事を進めていく。

○加藤委員 バリアフリー道路特定事業に関連して、この基本理念として歩行者の安全という部分があるが、今回、市道相模大野26号線の道路改良に伴って、大野銀座商店街との交差点部分の安全対策とか、歩行者に対する対策はどのように考えているのか。

○神保道路整備課長 相模大野26号の整備について、地元の方と説明会を開催している。その中で、銀座通りとの交差点への信号機の設置について、地元から強い要望がある。南署を含め、公安委員会等と協議を再三重ねているが、歩行者数に対して車の交通量がかなり少ない、それから一方通行といった点があり、信号機の設置については非常に困難性があるというような回答をいただいている。その中で、交差点部分のカラー舗装化、路面表示等で当面は対応していったらどうかというような公安委員会からの指示があり、とりあえずはそういった方向で進めていく。いずれにしても、地元からは信号機設置の強い要望があるので、今後設置していく方向を模索していくのかと思っている。

○加藤委員 駅からの一方通行で交通量が少ないということだが、先ほども話が出ていたように、4月に南保健福祉センターが開所し、来年度26号線が完成すると、そちらを使って、プラザシティの方に出ないで銀座商店街へ車の流入が大幅にふえると思う。準特定経路になっているところは、それまでの商店街の道路幅に比べて若干は広いものの、車の出入りが今まで以上にふえるということは、歩行者、自転車あるいは商売をしている人にとって、大きなマイナス要因になると思う。その辺を含めて、全体的なバリアフリー特定事業計画は平成22年までということだが、バリアフリーを完全に推進するというのは、交通規制をいかに厳密にするかという問題と必ずセットになってくる問題だと思う。現状では車が少ないというものの、車のカーブミラーに子供が顔を引っかけたというのは日常的によく聞く話なので、この辺のところについて、もう少し踏み込んで、公安委員会に地元の要望をしっかりと伝えてもらいたい。また、平成22年の目標を目指して、大野銀座商店街の車の流れそのものの方向性というも

ので、何か今の段階で考えているものがあったらお願いします。

○内田土木計画課長 南保健福祉センターへの主な車のアクセスについては、県道町田厚木線の東京ガスがある交差点から市道谷口台東林間線を通じて入るルートが計画されており、この交差点に案内板を設置していきたい。交差点改良を含めて、センターまでの道路については道路改良をするということで、よりアクセス性については向上が図れるものと考えている。このため、先ほどもちょっと話に出たように、銀座通りから南保健福祉センターにアクセスする車は少ないのかなと考えている。しかし、今後、センター開所後の銀座通りの交通量等の状況を見ながら、対応してまいりたい。

○加藤委員 東京ガスのところも、その先の交差点も渋滞のネックになるところで、あの道をわかっている人であれば、手前に新しい道路ができれば、そこを使うというのは容易に予測できるが、市道谷口台東林間線の反対側の2本変則的にある一方通行との対面交通の部分についても大幅な交差点改良が必要かと思う。その辺も改良されない限りは、向こうを回って南保健福祉センターの方に行く流れというのは、きちんと確立されないように思うので、開所に当たって、経路の問題についても何らかの形でPRをしてもらいたい。

続けて、先ほど阿部委員からも相模大野駅北口のエレベーターの話があったが、あそこは当初の事業計画では、エレベーターの設置はたしか1カ所だったかと思う。将来的なことも含めて、今考えているエレベーター設置の予定とか、改善があったらお願いします。

○内田土木計画課長 交通バリアフリー道路特定事業では、22年までに相模大野駅北口については、バスベイ等に1基、それからコリドーからペデストリアンデッキに上るところに1基設置していきたい。状況として、あと1つ、モアーズの方に必要ということはあるが、とりあえず、交通バリアフリーの事業計画では、平成22年までに2基、それ以降に1基を設置していきたいということで計画している。

○加藤委員 先ほどの阿部委員の話とも関連するが、今、話が出たモアーズのところにエレベーターがないので、高齢者あるいは障害者あるい

は乳母車を押したお母さんたちは、デッキに上がるのに、結局、モアーズの中のエレベーターを使っている方が非常に多い。上がったところで、あそこはデッキのフラットになっている部分と段差があり、スロープがないので、階段で乳母車を畳んで、あるいは子供を乗せたまま上がっている姿をよく見かける。将来的には、エレベーターの問題とあわせて段差のスロープ化のことも含めて、改めてバリアフリーという考え方に立って、いろいろな観点での整備を考えてもらいたい。先ほど南口の放置自転車の問題もあり、要望があれば土曜日ということだが、南口に関しては、むしろ、日曜日が最も台数が多い。バリアフリーの事業で、南口は点字ブロックをきれいにしてもらったが、平日は点字ブロックの上まで自転車が乗せられている状況がある。一つには、利用者側のモラルという問題もあるのだろうが、より駅にとめやすい整備という部分について、引き続いて努力をしてもらいたい。

都市計画総務費の新しい交通システム検討事業の説明欄を見ると、導入の見極めを行うとあるが、この辺の意味合いを説明願う。

○大村都市交通計画課長 17年度の予定としては、既に実施した過去の調査をもとにして、事業化に向けて、さらに事業の採算性等の調査を行うものである。内容としては、第三セクターや公設民営の方法、事業手法の可能性、事業資金の調達方法の検討、運営スキームの検討などとともに、事業費のさらなる軽減化の検討等を行い、事業の成立の可能性を検討していく。そして、その見極めの中で想定されている先行区間は相模大野駅から原当麻駅までの区間だが、その導入空間を確保するため、県道52号線の4車線化の問題あるいは磯部大野線、市道上鶴間の延伸部分の地下空間の整備等、大きな課題がある。そうしたことから、17年度に行う調査の中では、こうした問題をどう進めていったらよいのかということを実体的に検討していきたい。

○加藤委員 道路維持費の交通安全施設整備事業に関連して、かねてから歩道における視覚的分離による交通安全対策については取り上げさせてもらい、今年度、初めてそういう形で整備される地域があるようである。カラー化にするには目立つ色にしなければならないし、かといって地域環

境になじまないような奇抜な色では困るが、今回の整備状況や、これから
のカラー舗装による整備のあり方、この辺を説明願う。

○小池道路補修課長 カラー化については、自転車、歩行者道、それ
から路側帯のある通学路を対象に実施をしていきたい。歩行者の安全確保
ということを目的に、視覚的に分離をするカラー化を試行的に実施をした
い。色についてだが、現在、公安委員会と調整しているので、今のところ
はまだ決まっていない。それから今後の関係だが、実施をした結果、ほか
の箇所でも必要だということであれば、その時点で検討させてもらいたい。

○加藤委員 道路が狭いような場所あるいは一方通行のところで、色
によって分離するのは効果があると思うので、これからさらに最善の方向
で整備のあり方を研究してもらう中で、推進をしてもらいたい。

次に、108ページの市街地開発費の小田急相模原駅周辺市街地整備事
業に関連してだが、いよいよこれから本格的に始まると思う。南保健福祉
センターの工事のときには、車の問題でいろいろな工夫をされたように聞
いているが、行幸道路はまさに朝夕を中心に渋滞が激しいところである。
この工事に伴って、機材あるいは土砂の搬出等に伴う車の乗り入れによる
周辺の渋滞への影響あるいは地域住民への対策をどのように考えているの
か。

○小山小田急相模原駅周辺整備事務所長 工事にかかわる渋滞につ
いてだが、もともと慢性的な渋滞がある県道に、今度新たに再開発事業でビ
ルを建てる中で、掘削、また資材等の搬入がある。これについては、神奈
川県警の交通規制課との協議の中でも相当心配されており、私どもとして
も、そういう慢性的な状況の中で、いかにその状況にまた負荷させること
なくできないかということで検討してきた。いわゆるダンプトラックが一
番多い時期は当初の段階で、掘削、土砂を外に出すときである。その中で、
1日に最大でおおむね100台程度出てくるということで、その対策とし
て、幹線道路に影響させない、つまり道路にはとめさせないのが原則であ
る。また、出入りの関係であるとか、再開発区域内に確実に入れるダンプ
の台数、そういったことについて警察とも協議をし、また今現在、携帯電
話とかいろいろ連絡網等があるので、そういったものを活用しながら、幹

線道路には影響させないようにというような形の中で指導をしていきたい。ただし、どうしても多いときには100台クラスの出入りがあるので、その分の台数が通るということについては、まことに申しわけないが、影響させないように努力というような形の中で指導してまいりたい。

○加藤委員 いずれにしても、土砂を運ぶときにはきちんとシートをかけて飛び散るようなことがないように、また、滞留しないようにしてほしい。かといって、ちょっと離れた相模大野中央公園にはよくトラックがとまっているが、ああいう場所に滞留されても困るし、その辺の部分については、しっかり計画を立てながら、安全な工事を進めてもらうように努めてもらいたい。

最後に住宅費の関係で、114ページの住宅管理費の市営住宅ストック総合改善事業だが、市営住宅ストック総合活用計画に基づいた取り組みで、今回、手すりだとかの屋外改善ということだが、やはりこういう制度を活用する中で、エレベーターのない市営住宅に対して、エレベーター設置の取り組み等も進めていくべきではないかと思う。エレベーターのない既存住宅に対しての設置要望については、議会の中で多くの議員がこれまでも取り上げてきたが、この辺の考え方を改めてもう一度伺いたい。

○石井住宅課長 平成13年度に策定した市営住宅ストック総合活用計画において、個別改善事業の一環として、供用階段の手すりの設置とか外壁塗装あるいはエレベーターの設置ということで計画をしている。現在、エレベーター未設置の団地は6団地32棟だが、厳しい財政状況の中で、17年度の予算でも計上させてもらっているが、外壁塗装や鉄部の塗装という部分に取り組んでまいりたい。なお、エレベーターの設置については、ストック総合活用計画の後期計画として持っているが、既存住宅の中には、中階段というか、階段室型の住宅がかなりあり、各階の中間に踊り場があるということで、擦りつけが非常に難しく、完全なバリアフリー化にもならないというような部分もある。いずれにしても、後期計画でそういうものを持っているので、今後については、住宅の改善等を含め、総合的な視野の中から検討しながら進めてまいりたい。

○加藤委員 階段室型のエレベーター設置については、どこの自治体

でも苦慮しているのは知っているが、先行して実施しているところの事例を調査するなり、また、いろいろとその辺の検討を進めてもらえればと思う。

市営住宅では、昨年から滞納者に対して内容証明を送っているが、滞納者に対する対策であるとか、その辺の実態あるいは現在の収入超過者となっている世帯の実態と、それへの対応について伺う。

○石井住宅課長 まず、法的措置にかかわる質問だが、16年度において既に退去した滞納者が2名おり、現在、戸籍等の調査をしている。それ以外の入居滞納者への取り組みについては、15年度の時点で対象者が6名ほどいた。これらについては、今、お話があったように内容証明等の郵便発送をさせてもらい、6名のうち2名は滞納解消あるいは分割納付をしている。なお、4名については、支払い督促の申し立てというような形で再度やらせてもらい、1名については滞納の解消が進んでいる。さらに3名残っているが、これについては、仮執行宣言の申し立ての対象者ということで事務を進めており、3名が分割納付の履行中で、15年度の対象者については法的措置等の対応は実施していない。16年度については対象者が5名ほどおり、やはり内容証明郵便により催告等を行っているが、5名について、今、分納の履行中という状況になっている。

それから、収入超過の関係だが、市営住宅に3年以上入居しており、政令で定める基準、月額20万を超える者を収入超過者と呼んでいる。15年度は210件あり、この210件については長期的に入居している方が非常に多い状況になっている。この収入超過者に対する対応だが、公営住宅法では明け渡しに努力する義務があるとうたわれているので、通知等により年3回ほどお願いしている。ただ、家賃については収入超過者の家賃の積算があり、それに基づいて通常の入居者よりも割り増し家賃を徴収している。それから、高額所得者がいるわけだが、15年度では8人が対象になっている。高額の基準は、5年以上入居しており、直近2年間で基準を超えた者ということで、その基準は月額39万7,000円となっている。高額所得者の対応については、市営住宅の明け渡し請求をする対象者になるということで、通知を出すとともに面談を行い対応をしているが、

高額所得者の家賃については周辺の一般民間アパート等と同じ家賃を課している状況であり、現在、一番高いもので8万5,800円の家賃を課している。面接等を行った結果、8名のうち5名が新しい家を買われた、あるいはほかの民間のアパートに移られたということで、既に退去している。それから2名については、収入のある同居者が転出したというような状況があり、この方は収入超過者ということでランクが一つ下がってきている。そして、もう1名については、今年度の対応はちょっと難しいが、17年9月ごろまでには退去をするというような状況で取り組んでいる。

○加藤委員 内容証明等によって対応をすることによって、滞納者が分割で納めるようになり、収入超過者の対応についても、しっかりやってもらっている状況の中で効果が出ていると思う。収入がまだそれほど多くない方の中で、市営住宅に入りたいけれども入れなくてほかの家賃の高いところに入っている市民も多くいる。今回、こういう対応を市がしたことは、非常に大きな成果だと思うし、これからもこうした部分についてしっかりと取り組んでいてもらいたい。

○田中委員 私も予算主要施策説明書で質問する。最初に、101ページの街路維持管理費について伺う。現在の剪定は刈り込みし過ぎるという意見を多く聞く。場合によっては、焼けばっくいようになってしまっで、これはどうしてなのかという質問をよく受けるが、これについては何かあるか。

○小林道路補修課長 相模原市の街路樹については、植栽から30年以上経過しており、巨木化、老木化してきている状況である。そういった中で、倒木の危険を回避するとか落ち葉対策といったことを考えたときに、ある程度、強剪定をせざるを得ない状況にある。

○田中委員 現在、剪定はどのぐらいの期間でやっているのか。

○小林道路補修課長 現在は2年から3年を目安に剪定を実施している。

○田中委員 これは以前よりも長いのか。

○小林道路整備課長 場所によっては、1年ぐらい期間を長くして実施している。

○田中委員 今、いわゆる景観だとか、美観の問題がある。やはりカエデならカエデらしい姿をしていなければいけないし、イチョウならイチョウらしい姿をしていなければいけないと思うが、剪定をした後は、葉っぱを見なければ何の木だかわからないというのが実態である。これは確かに経費の問題もあると思う。場合によっては、今言われた倒木の危険性というものもあると思うが、大きく言うと、子供にも大きな影響を落とすのではないか。役所の前のイチョウの木もポプラみたいな格好をしているが、あれも私は切り込み過ぎだと思う。今後、その木を見たらその木だとわかるように剪定の仕方を工夫してもらいたい。あんまり経費だけにとらわれてしまうと、今のよう、何を見ても、姿、形は同じで、葉っぱを見て初めてイチョウなのかカエデなのかということがわかるということではいけないと思う。もちろん、専門家は木の幹を見れば何の木だかわかるかもしれないが、この殺伐とした世相なわけなので、少なくとも街路樹ぐらいは、子供が見て何の木だかわかる、そして市民も楽しめるようにしてもらいたい。場合によっては、つぼみがついている木も剪定している。それなんかは、何を考えているのかと思うときがある。自然との調和ということを盛んに言っているのだから、ぜひそういうことを考慮してやってもらいたい。

次に、南保健福祉センターの入り口の交差点の話が出ていたが、私も同感である。これはぜひ改良する必要があると思う。あれがオープンした場合は大変になると思う。それから、あそこに現在使用されている駐車場があるが、そういうことについての対策はとられているのか。

○神保道路整備課長 去年、地権者に1回目の説明会を開いているが、そういった中で、駐車場がなくなると商売ができないという話も聞いている。県道が絡む交差点なので、今、公安委員会と細かい詰めをしている。車道部分の道路の振り方とかいろいろあり、まだ確定していないので、公安委員会との詰めが終わり次第、再度、説明会を開きたい。駐車場の関係については、実際に用地の話に入らせてもらった段階で、それぞれの対応ということになると思う。

○田中委員 駐車場問題について、何らかの提案をこちら側がするのか。あるいは、地権者と話し合いをして詰めていく段階なのか。

○神保道路整備課長 民地の土地利用の話だが、駐車場がなくなって営業ができなくなるという方は、ほかの代替地をとられるとか、そういった話になろうかと思う。

○田中委員 それから、南保健福祉センターと行幸道路の間に病院があるが、病院に入るのに車いすではなかなか入れない。自力ではもちろん入れない。押すのにも大変な道路形態をしており、何とかならないのかという要望をした。結論として、何ともならないということだった。私も現状を見て、確かに大変だと感じた。それは検討事項にしてほしいということになってそのままになっていると思うが、それからいじられた形跡もない。ぜひそれを視野に入れて改良してほしいと思うが、その点について何かしているのか。あるいは、そういうエリアに入っているのか。

○神保道路整備課長 現在、公安委員会と平面交差について協議をしている段階なので、道路の詳細な縦断とか横断については17年度に調査をさせてもらう。両側に歩道がつくような道路になっているが、バリアフリーということで、セミフラットにするかとか、いろいろ詳細のことも協議している。今の中では、病院は当たらないとなっているが、できるかどうか、現地で細かくやってみないとわからない。

○田中委員 医療機関なので、ぜひともそういう点を要望しておく。

それから、104ページの麻溝台・新磯野地域整備促進事業について、何点か伺う。まず、パブリックコメントが寄せられているが、この中で、これが一般的なのかなと思うので読ませてもらうが、県内には既に大工業地帯、中工業地帯が存在し、かつ、本地域に隣接して、既に工場並びに準工業地域が存在し、さらに将来を展望しても、産業立地条件はよくないという状況の中で、産業系ゾーン設置の必要性があるのか。私も今の相模原市の実態を考えた場合、もっともな意見だと思うが、この意見に対してどう考えているのか。

○宮崎都市整備課長 麻溝台・新磯野地域整備推進事業におけるコンセプトというか考え方だが、本市の将来都市構造を支える新しい拠点づくりを目指していく中で、基盤整備のための土地区画整理事業を推進しているが、産業系あるいは住居系のものを含めて創出をしていく中で土地活用

の誘導を図っていくことが必要と考えている。

○田中委員 今の答えとパブリックコメントに対する市の考え方は若干異なるが、ここは従来型の産業系ゾーンとは異なり、新都市産業の立地誘導を想定しているので頑張ると書いてあるが、新都市産業というのはどういうものなのか。

○宮崎都市整備課長 新都市産業の考え方だが、ちょっと抽象的でわかりづらいと思うが、いわゆる既存の産業の高度化であるとか、あるいは技術革新などによる高付加価値型の産業といったものを初め市民ニーズの変化等への対応を図るための個性豊かな産業ということで記述がなされている。具体的には2つの要件に分かれており、都市維持産業と都市促進産業というものを包含して、新都市産業と呼んでいる。具体的には、維持産業とは環境保全を図る、それから流通、物流という生活を営む上で基礎的な都市活動を支える産業群である。それから、都市促進産業とは新しい製造技術あるいはビジネス支援といった生活にゆとりや豊かさをもたらす産業群である。こういったものを指して、新都市産業群と呼んでいる。

○田中委員 具体的になかなかわからないが、言ってみれば、新しい製造技術を目指す産業を誘致するというふうに理解する。ただ、ハイテク産業を呼び込むというのでテクノパイルをやったが、いまだに終わっていない。あの教訓というのはどのように生かそうとしているのか。

○宮崎都市整備課長 テクノパイルの事業とは異なるが、タウン計画作成委員会では、産業界に強い先生ということで亜細亜大学の西沢先生に加わっていただき、御意見等をいただいている。確かに経済界の動きというのは急速に変化があるが、そういったことから、いわゆる従来の産業分類にとらわれることなく柔軟な発想でやっていったらどうかと。特にここでも、将来的な土地利用なので、今現在のものにとらわれるのではなく、経済の動向を見きわめながら誘導を図っていくことが必要ではないかというような御意見をいただいている。

○田中委員 テクノパイル田名ではハイテク産業といって、今度は新都市産業といって、二の舞を踏まざるを得ないということを強く感じる。これについては、抜本的な見直しも含めて、十分な議論をしてもらいたい

と要望しておく。

それから、同じページに市民参加型まちづくり推進経費が上がっている。これについて素案が出され、いろいろな意見も出されていると思うが、主にどのような意見が出されているのか。

○尾崎都市計画課長 ただいま委員が言われたように、昨年12月15日に検討委員会から提言をいただき、現在、その提言に基づいて条例策定の作業を進めている。提言の内容については、条例の骨子案となっており、まちづくりの理念となるものと、これから市民がまちづくりを進めるに当たっての手續等に関するもの、大きく分けると、この2つで構成されている。まず、まちづくりの理念となるものについては、まちづくりにおいては当然、市民と事業者と市の三者による協働のまちづくりが必要になってくるが、その責務を定める。その中で、検討委員会では、市民はまちづくりに取り組む権利があるということを強調してもらいたいという意見をいただいている。それから、2つ目の手續等に関しては、まちづくりを進めるに当たって、当然、主体となる団体が必要になってくるが、その団体の制度化を図っていく。それと、専門的な知識とかノウハウも必要になってくるので、実効性のある支援策を講じるなど、市民がこれからまちづくりを進めるに当たって参加しやすい仕組みなり手順を検討してもらいたいといった提言をいただいている。

○田中委員 素案で見る限り、前文と中身にかなり隔たりを感じる。前文はなかなかのものだと私は思った。相模原市の台地がこういうふう形成され、こういうふうな過程を通して、今、相模川と境川に代表される水と、それから相模野の面影を残す木もれびの森が云々とあって、さらに段丘斜面というようなこともうたわれている。ところが、実際の文書になると、いきなり地区のまちづくりだとか、まちづくり協定とか——これはこれでももちろん、私はいいと思うが、しかし、相模原市全体としてどうなのかというようなことをまちづくり条例の中に盛り込む必要があるのではないかと考えているが、その点はどうか。

○尾崎都市計画課長 平成10年度に策定した都市計画マスタープランの中で、18地域ごとに市民に参加していただき地域別構想というもの

を取りまとめており、その地域別構想を具体的に計画化する、あるいはまちづくりを進めるに当たって、市民が主体的に参加する必要があるということで、それに基づいて、今回、市としてまちづくり条例を検討しているものである。したがって、都市計画マスタープラン並びにそのもととなる市の総合計画に基づいて、パートナーシップによる都市計画分野での取り組みについて、今回、条例の検討をさせてもらっている。

○田中委員 それを私は否定しないし、そうなのかなと思う。ただ、自然の保全だとか景観などについては、さらに考えていく必要があると思う。まちづくりについては、題名にもあるように市民参加型と言っているのだから、市民意見の把握も大切だと思う。市がやっているいろいろな調査の中で市民の意識を吸収されていると思うが、このまちづくり条例に関しては、直接市民から意見を聞いて、いいものにしていこうというスタンスはあるのか。

○尾崎都市計画課長 現在、条例案について検討しているところだが、先ほど委員が言われたように、基本的には市民参加のまちづくりなので、市民参加型の条例づくりを図っていきたいと市としては考えている。したがって、4月9日と14日にシンポジウムを開催し、その中で市として、今までのまちづくりの取り組み、現状における課題、これからどうしたいのかということを報告させてもらい、市民の意見もいただきたいと考えている。さらに、4月半ばにパブリックコメントを予定させてもらう。シンポジウム、パブリックコメントでの市民の意見を踏まえながら、具体的な条例の策定に当たっていきたい。

○田中委員 市民意見の反映をよろしくお願いしたい。

それから、同じページのコミュニティバス運行事業についてだが、実証期間は2年かかると先ほど答えがあったが、なぜこんなにかかるのか。

○大村都市交通計画課長 実際に運行して、すぐその結果が出るのではなく、需要実態を調査する、あるいはアンケートをとるという経過を踏まえると、どうしても期間的には時間が必要だと考えている。

○田中委員 ほかでよくこういう形態の事業をやっているが、その場合もやはりそのぐらいかかっているのか。

○大村都市交通計画課長 関東運輸局の認可を取るという話になるので、やはり２年間程度の実証運行をやっていると承知している。

○田中委員 急ぎ過ぎて失敗する場合もあると思うが、今、相模原市では、真ん中の交通機関がバスしかない。かなりバスも当てにならないというか、余り頼りにされていないということがアンケートでも出ているので、できるだけ積極的に取り組んでもらいたい。

１０６ページの既存木造住宅耐震化促進事業についてだが、先ほど制度のあらましも伺ったので大体のことはわかった。昭和５６年、つまり１９８０年以前のものを対象にしているわけだが、モデルケースとして、費用は大体どのぐらいかかると考えているのか。

○石田建築審査課長 建物の大きさとか、いろいろ種類があり、改修するのにも、箇所数——要するに、筋交いの入っていない壁の箇所数になるかと思うが、１件当たり大体１５０万円から２００万円ぐらいというのはデータとしてある。しかし、箇所によっては５０万円で足りるところもあるかもしれないし、５００万かかるところもあるかもしれない。

○田中委員 あくまでもモデルケースとしては、１５０万円から２００万円ぐらいでできると考えていいのか。

○石田建築審査課長 結構である。

○田中委員 助成額が５０万円で、例えば１５０万円かかるとなると、１００万円自己負担しなければいけない。そういう中から、３０件と見込んでいるのか。

○石田建築審査課長 先ほど申し上げたが、他市の実績を見ると、２件だとか５件ということで実績が少ない中で、本市では、このところ、耐震診断として９０件を超えた形まで伸びてきている。その中で、できる限りたくさんの方に改修してもらいたいということで、３０件という想定をさせてもらった。

○田中委員 確かに９０件ぐらいに伸びたが、財政負担がなければもっとあると思う。他市の場合も、結構厳しいから、結局、件数が少なくなってしまう状況があるので、助成額についても推移を見ながら、上げるということも検討してもらいたい。それからもう一つは、これは新しい事業

なので、ぜひ市民への周知を積極的にやってもらいたい。そうしないと、せっかくこういう新しいものをやっても、わからないということになってしまうので、その点をよろしくお願いします。

それから、陳情も出ている、108ページの橋本6丁目D地区優良建築物等整備事業についてだが、例えば一つの建物が優良建築物で、日照等、いろいろな点でもクリアされている。しかし、こちらの建物も優良建築物になる場合——この間、図面をいただいたが、間もなく橋本駅に新たに33階建ての建物ができる。それから、22階建てと28階建ての建物ができる。一棟一棟について、日照だとか、そういうものはクリアできると思うが、こんなにビルができてしまうと、北側の人はどうなるのか。これでも優良なのかと素朴に考えるが、その点はいかがか。

○宮崎都市整備課長 優良建築物等整備事業というのは共同化事業としてとらえているので、いわば一つの事業の中でやるというふうな形にならざるを得ないのは否めないところである。それから、今、御指摘があったように、当地区には東町、中町、このたびのD地区が3件目という形になるが、それらについては橋本地区のまちづくりという中で、広域交流拠点都市にふさわしい中心市街地として育てていくというふうな全体的なまちづくり計画にのっとっているもので、その点は御理解いただきたい。

○田中委員 私が聞いているのは、高層マンションが既に3棟建っており、それでまたもう1棟建ってしまうと。そうした場合に、これは本当にいいまちづくりとは言えないのではないかと考えているので、それで聞いている。

○宮崎都市整備課長 いわば交通ターミナル機能がある駅前に人が集中するということで、そうしたところの土地利用の高度化が図られていくということで、高層ビル群が建ち並ぶという話になるが、我々が進めているまちづくりの一つの視点は、老朽化した建築物を更新して耐火構造物、建築物にするといった中で、防災性とか安全性のすぐれた町をつくっていくことである。あるいは、商業、業務、住宅というものが複合ビルによって集積することによって、まちのにぎわいが増す。そういった意味で、相模原市の都心として橋本を育てていくということで、こういう機能集積が

図られることにより利便性が高まり、都市居住というようなニーズが生まれてくると理解している。そういった意味で、マンションが林立して、非常に住環境としてそぐわないのではないかという話も一方ではあるかと思うが、我々の進めているまちづくりというのは、商業、業務集積のほかにも、居住空間の創出というものもあるので、その点は御理解いただきたい。

○田中委員 マンション群だけのことを考えるのではなく、全体を考えてもらいたいというのが私の質問の趣旨である。それからもう一つは、最初、新聞などでは28階建てと発表されたが、それが33階建てになったのはなぜか。

○宮崎都市整備課長 15年度はまだ準備組合の段階だが、どういう構想でいこうかという話の中から出たものが28階である。そのときに本組合をつくり、その構想をもとに28階というお示しをした。この形はL字型で、いわゆる箱型の建物だったが、特に日影の関係で周辺環境を考慮し、タワー型にした。

○田中委員 とにかくこれだけマンションが建ち並ぶと、風害は避けられないと思う。私は本会議でやった記憶があるが、淵野辺3丁目は、今でも雨が降った日は、傘を差してビルとビルの間を歩けない。それから、大したことはないと思っていた矢部駅前の15階建てのマンションは、この前、春一番が吹いたときは、新たに移動してできた公園の砂が全部巻き上げられ、車道に全部流れてしまった。それだけでも風害というのはすごいものである。そのことについては、どう考えているのか。

○宮崎都市整備課長 神奈川県には環境影響評価条例があるが、この建物は、高さ的には該当するが、延べ床面積的なものでは該当しない。この環境影響評価条例に準じた形で予測評価をしている。旭小学校に橋本大気観測局があり、その気象データをベースにコンピューターシミュレーションをした結果、歩行者、いわゆる1.5メートルぐらいの高さのところで風環境がよくなる、いわゆる建物が建つことによって風を遮断する地点はあるものの、特に悪化する地点は認められなかった。ただ、建設組合では、今回の建物を建てるに当たって、さらに風環境を良化する対策という

ことで、計画敷地内に中高木の樹木を植栽し、風を和らげる工夫をするという話を聞いている。

○田中委員 風害というのは、条例がクリアされているからいいとか、シミュレーションをすればいいというものではないと思う。実際にマンションのところに行って調べる必要があると思う。これを実行してもらいたい。それから、この地区では北側の部分の歩道がなくなって、また途中であらわれるというところがある。こういうことを改善するためにやるというのならいいが、計画そのもので歩道がなくなっているというので、いいのかという思いがするが、その点はいかがか。

○内田土木計画課長 橋本6丁目D開発地区優良建築物については、組合から開発行為が出ている。今、お話のように、北側の4メートル道路、橋本17号については、開発行為の指導要項等の第30条で、歩道が設置されていない3階以上の共同住宅については、車道等の出入り口を設ける路線は道路の境界から開発区域内に2メートルの自主管理による歩道空地を設けるように指導している。真ん中に個人の住宅があって、図上では歩道の連続性がないところについては、事業区域外ということで、開発行為による指導はされていない。

○田中委員 この部分については優良建築物外だと言うが、実際は優良建築物には歩道がつくられているだろう。それで歩道が寸断されるわけである。それがいいのかどうなのかということを聞いている。

○宮崎都市整備課長 御指摘のあった歩道の空間だが、その図面にもあるように、歩道が2メートルと表示されているが、南側については歩道上空地と書いてある。形態としては、歩道が2メートルでつくられるというよりも、そこは全体的な空地、いわゆる公開空地的に多くの市民がそこを自由に歩くことができる空間として整備がなされる。歩道というふうに書いてあることで、そこで歩道が分断されるというふうなイメージが伝わると思うが、実際には敷地内を通ることができる。確かにそういう意味では不便な部分もあろうかと思うが、計画区域外なので、このような形にならざるを得なかった。

○田中委員 確かにこれは公開空地だと思う。公開空地というのは、

だれでも入っていいわけで、容積率がアップできる。こういうふうに歩道と書いてあるし、恐らく開発する過程では歩道の形態をとると思う。そうした場合には、必ず歩行者はここを通るし、そして一たん車道に出て、それからまた歩道に入ることになると思う。それでいいのかということを行っている。

○宮崎都市整備課長 もう一回繰り返すようになると思うが、実際、歩道と表記してあっても、結果的には公開空地なので、2メートルの歩道が終わったところに書いてあるわけではないので、道路に出る方もいるかもしれないが、敷地内を通る方もいると思う。そういった意味では、4メートルの市道橋本17号という道路についての拡幅整備の構想はないので、車は一方通行で通行しているが、そういった形態の部分が発生するということである。

○田中委員 くどいようだけれども、4メートルの道路というのは車道である。そうすると、歩行者は当然、こちらの道に来ようと思った場合は、ここに入らないと出られない。これは検討する余地があるのではないか。ここは公開空地で歩道ではないと言い張っても、通行者は通る。そこは検討の余地がないのか。

○宮崎都市整備課長 先ほど私が説明したように、市道橋本17号線は一方通行路で車も通るけれども、歩行者、自転車も通っている。現況はそのような形である。そのところで、歩道を整備するという考え方がない。この計画区域は、今回の敷地外のところなので、その考えを求めることはできない。したがって、計画の変更は難しいと思う。

○田中委員 計画の変更は難しいと言っても、歩行者の安全をどう考えるかという問題である。だから、これについての対策はぜひ検討してもらいたいと強く要望する。これでは話にならない。ここの地域は相模原市の西の玄関口と位置づけたのに、その割にはお粗末であるという感が否めない。

それから、住民説明会をやっていると思うが、どのぐらいやったのか。また、そこではどんな意見が出ているのか。

○宮崎都市整備課長 この説明会の主催は建設組合であり、住宅ディ

ベロッパーの方々によって開催されているものである。11月に計画概要が固まったことから、平日の12月14日と休日の12月19日を皮切りに、これを2回と数えると、都合6回にわたって開催されている。そういった中で、延べ460名の方が参加されている。説明会での主要望であるとか意見だが、いわゆる日影のこと、あるいは眺望のこと、それから今現在、橋本北口線が主な接道になるが、そこに交通が非常に多く発生するのではないか、交通問題があるのではないかということ、それから先ほど委員から発言があったビル風の関係、それから工事期間中の公共自転車駐輪場の運営、こういった関係について意見が出ている。

○田中委員 相模原市の大きな祭りの一つに、橋本七夕祭りがある。これにこういう摩天楼的なものは似合わないということを申し上げておく。ましてや、国、県、市も含めて公費が13億円投入される事業で、市の責任も非常に重要だと思うので、この場では責任ある対応を求めておく。

114ページの市営住宅についてだが、大野台住宅が完成すると何戸になり、計画に対してどのぐらいの割合で進んでいるのか。

○石井住宅課長 市営大野台住宅が完成すると2,304戸になる予定である。計画目標である3,044戸に対して、達成率としては75.6%になる予定である。

○田中委員 先日の全員協議会で、指定管理者制度について説明があった。市営住宅も対象になっていると書かれているが、具体的にはどういうふうイメージすればいいのか。

○石井住宅課長 指定管理者制度については、地方自治法の改正があり、従前の管理委託制度から、議会の議決を得れば指定管理者制度の対応ができるというような形になった。国土交通省の見解としては、定型的な業務についての委託は可能である。ただし、行政判断が必要な項目については委託ができないということである。今考えている指定管理者への委託内容として、一般事務としては市営住宅の巡回、相談あるいは各種届け出の指導や受理、簡単な小破修繕あるいは緊急修繕といった修繕業務、日常の施設設備の補修管理、給排水関係あるいはエレベーター関係、消防設備関係、駐車場の管理業務、入居者の募集事務、家賃徴収事務、未納金の徴

収事務ということで、これらを指定管理者制度の業務として考えている。
なお、入居決定とか家賃の決定、あるいは減免等の申請といった行政判断
が必要なものについては、今までどおり直営でやっていく。

○田中委員 現在想定される指定管理者というのは、どういうところ
なのか。

○石井住宅課長 全国にかなりの民間マンションがあるが、そういう
ところの管理業者を想定している。既に16社ほどにアンケートをさせて
もらっている。

○田中委員 その場合、1社になるのか。

○石井住宅課長 今、34団地あるわけだが、指定管理者制度に移行
した場合は一括委託と考えている。この理由としては、いろいろな業者に
委託すると対応等に相違が出るし、一番大きな効果としては、スケールメ
リット効果ということで、より効率的に管理運営ができるのではないかと
いうことで、34団地一体ということで今、考えている。

○田中委員 非常に大きな問題と考えているので、これからの問題と
して、いろいろと議論していきたい。先ほど説明があったが、どういう業
務を指定管理者にやってもらうかという点と、今までのアンケートの中身
について、後で結構なので文書でいただきたい。

○川田委員長 休憩する。

午後3時08分 休憩

午後3時25分 開議

○川田委員長 再開する。

休憩前に引き続き質疑を続ける。

○長友（義）委員 予算書43ページの一番下の道路占用料は電柱だ
という話だが、何本ぐらいなのか。

○小菅道路管理課長 本数ではちょっと出していないが、東京電力か
ら1億1,890万円の収入を見込んでいる。電柱だけという意味ではな
い。当然、地中化している線もあるし、引き込み中の線もあるし、そうい
うものも含めて全体としての金額である。

○長友（義）委員 一般の民地だと、電柱 1 本建てるのと幾らと 1 年間で来るわけだが、市でも当然立っているのだから、何本というのは当然わかっているはずだと思うが、わからないのか。

○小菅道路管理課長 1 本当たりを平米面積に換算する。平米当たり月 7 9 0 円となる。それを面積で計算して占用料となる。地中線等についても同様である。

○長友（義）委員 今、電信柱の大きさというのは 2 種類かそこらだろうけど、それを全部、直径とかを考えて、1 平米につきという計算をしているのか。東京電力は金を払うに当たって、電信柱何本分、何万本だかわからないが、それで幾らと言ってくると思うが、それはしないのか。

○小菅道路管理課長 本数としては 1 万 8 5 0 本、それから支柱、支柱線、街灯点火柱等いろいろあり 1 万 1, 6 4 2 本となる。

○長友（義）委員 きょうも市道の認定をやったが、今回、開発に絡んで電信柱を道路に入れているところはあるのか。

○小菅道路管理課長 基本的に開発行為については、民地側に入れていただくのが原則で、何らかの形でできない場合については、やむを得ず道路の方に占用することがある。

○長友（義）委員 電信柱はいつも邪魔になるので、必ずと言っていいぐらい、開発に絡んでは、絶対に民地に入れてもらうようにしてほしい。

それから、今回出た看板の撤去だが、路上違反広告物についてはよくわかった。ただ、商店街の歩道あるいは市道に飛び出ている突出し看板についてはどういうふうになっているのか。

○小菅道路管理課長 前に長友委員から御指摘いただいた突き出し看板の適正化だが、私どもも積極的に取り組んでいる。特に 1 6 年 1 2 月については緊急雇用を活用した中で、本来 1 7 年度にやるべき作業を半年前倒しし、現在、突き出し看板の現況調査をしている。思ったより多かったというのが今の中間結果である。3, 0 0 0 本弱という実態がある中で、約 1 0 0 本程度しか実際は金をもらっていなかったという反省も踏まえ、今後は突出し看板の適正化を図るという意味で、現況調査をし、なおかつ占用許可対象となる突出し看板、いわゆる歩道上の建築限界線にはみ出し

てなく、適正に処理することによって金をもらえる部分については、そういった指導をして、市の収入に充てていきたい。それを17年度のなるべく早い時期に行っていきたい。

○長友（義）委員 100本前後もらっているということだが、幾らぐらいもらっているのか。

○小菅道路管理課長 平均で年間5万円ぐらいもらっている。100件で500万程度の収入があった。ガソリンスタンド、銀行、コンビニエンスストアなど、比較的大規模なものが多いという感じがする。

○長友（義）委員 比較的大規模というよりも、そちらの方がもらいやすいことはもらいやすい。3,000弱あるということで、確かにどこを歩いていても目につく。相武国道ははかりを持って、10センチといっても平米幾らで——私が橋本で年間何千円だったか、そういうような金額を取りに来る。確かに突き出ているのいいか悪いか、それは確かに問題があると思う。金を払っていて、もし頭の上に落ちた場合、市は金を取っているのではないかという話も出てくる。その辺のところをしっかりと、どうしたらいいのかというのを市として出してもらいたい。

それから、先ほどの電信柱は1億1,642本ということだったが、これは確かに東電から金が入ってくる。しかし、東京電力は電信柱の上に突出し看板を出しているが、あれについてはどうなっているのか。平面で電信柱についている宣伝は電信柱の使用料としていいとしても、飛び出ているものについては、恐らく何千という数字があると思うが、それは全く考えていないのか。

○小菅道路管理課長 東電の電柱については、巻いている看板と突き出し看板があるが、それらを含めて、一応、今のところはもらっている。

○長友（義）委員 巻いている看板は、平米なので、ある程度いいと思うが、突き出ている看板は、あそこも仕事でやっているの、金を取っているわけである。それについての占用料というのは、これから市税に少しでも金が入ってほしいという願いから、考えてもらいたいと要望する。

市営住宅について伺う。本会議で何回も言わせてもらったが、今回変わった点、変えてもらった点はあるのか。例えば、建ぺい容積を少し見直し

たとか、あるいは免震構造であるのを耐震にしたとか、そういう考えは何かないのか。

○石井住宅課長 大野台市営住宅についてはコスト縮減に留意して取り組んでいるが、今回の建設計画に当たって、まず第一にライフサイクルを重視して考えようという形をとった。例えばバルコニーの手すりなどに金属製品を使っていると、いろいろな手間仕事が出てくることがあり、建物と一体のコンクリを考えている。あるいは立地、配置の関係もあり、機械式の駐車場をつくっているところがあったが、今回については平面の駐車場を計画している。それから、内装については経済比較をしてプレハブ工法を採用したり、あるいは基礎についても残土の排出のない工法を採用している。また、外構、舗装部等については、華美にならないようなアスファルト舗装を中心に考えている。それから、今回の計画では高齢者住宅が18戸ということですからかなりあるわけだが、高齢者の生活支援の生活相談団らん室あるいは地域住民も一体として使えるような集会室をつくらせてもらっている。いずれにしても、市営住宅の建設に当たっては、周辺環境との調和とか防災性あるいはランニングコストを考慮し、良質で長期に活用できるような施設づくりをしようというふうに取り組んでいる。なお、今回、特別にヒートアイランド現象の緩和をしていくということで屋上緑化を考えている。通常、屋上緑化については住民に管理をお願いしていたが、いろいろな経済的な比較をし、住民が屋上に上がると、フェンスをつくったり、屋上に出る階段をつくらなければならないので、住民にお願いをするよりも、長期的な緑化計画の中でやっていけばいいと考えた。隣の第1別館に屋上緑化見本園があるが、これらを1年ほど私どもも観察し、そういうものの中から、管理も比較的簡単なものについて採用をしていこうと考えている。それから、大野台住宅については、古淵駅から約800メートルということで、徒歩で約10分の位置に配置されている。それから、周辺環境ということで、隣接して病院があったり、商店も近くにあるということで、高齢者住宅あるいは身体障害者の住宅の割合を今までの住宅よりも多く計画している。

○長友（義）委員 坪単価は幾らぐらいか。

○石井住宅課長 今、設計中だが、延べ面積は約3,970平米で、おおよその単価は19万8,000円ちょっとという状況になっている。今、田名の3工区をやっているが、田名の設計単価が20万2,700円なので、2.2%ほどの減額ができたのではないかと考えている。

○長友（義）委員 坪単価で66万か67万ぐらいである。これは、耐震構造に変えたのか。

○石井住宅課長 免震ではなく、通常の建築確認の中で指定されている工法でやっている。

○長友（義）委員 それは免震なのか。

○石井住宅課長 上九沢のような免震工法ではない。

○長友（義）委員 では、耐震ととる。課長が言われることを聞いていると、よく変えたのかなと思うが、屋上緑化といっても、あの辺の周りは緑である。機械駐車が平面駐車に変わったということだが、駐車台数は何台確保するのか。

○石井住宅課長 62戸の計画戸数だが、50%の31台ということで計画している。なお、地域全体の駐車場の確保率は60%だが、ここについては50%ということで計画している。

○長友（義）委員 大変言いにくいだが、こういう立地条件がいいところは駐車場をどうしようとか、大島みたいに立地条件の悪いところは駐車場をうんと確保しなければならないとか、ある程度、私はそういうことも必要だろうと思う。特に大野台というのは立地条件の非常にいい場所である。先ほど課長が言われたように、機械式の駐車場は非常に不便だし、いろいろなトラブルになる。でも、土地がないからしょうがないから、そうやっているのであって、それを平面にしたということは、利便性をよくしているのである。それは私のいわんとしていることと違う、逆の話だと思っている。建ぺい容積はどのぐらいなのか。

○石井住宅課長 建築面積が842平方メートル、敷地面積が2,794平方メートルなので、建ぺい率は約30%である。延べ床面積を4,691平方メートル程度、今、予定をしており、容積率は160%である。

○長友（義）委員 建ぺい率を30%にした。あそこは60%だった

か。60%のところを半分の30%にしたのだから、平たんのところに駐車場が十分とれるわけである。立地条件のいい場所だが、市営住宅だから悪いところに持っていけというのではなくて、もっと別の考え方はできないのかという話を私はしていたわけである。この次の南台の計画について教えてほしい。

○石井住宅課長 17年度予算で用地の年賦の関係で計上しているが、南台については平成12年度に購入をしている。敷地面積が1万1,859平米で、計画戸数として、おおよそ250戸ほど建設できるのではないかと考えている。スケジュール的には、現在、田名と大野台を計画させてもらっているので、20年か21年ぐらいの建設になってくるのではないかと担当課では思っている。

○長友（義）委員 これ以上言ってもしょうがないので、もう少し考えてもらいたいということだけ強く要望しておく。

○小俣委員 市では、平成14年に市民アンケート、市民フォーラム等を実施して、相模大野駅から大野台、北里を通して原当麻駅までの新交通の青写真をつくった。その後2年間、平成15、16年と何の音さたもなくなっているが、どうなっているのか。アンケートをとった当時は、市民はあしたにもできるのかと思っていて喜んでいたわけである。幻か夢か、そういうふうな感じを受けているようである。その後、どうなったか。

○大村都市交通計画課長 新しい交通システムについては、お話のように、14年度アンケート調査、市民フォーラムを実施した。その後、14年において、学識経験者から成る専門家会議を開かせてもらった。その中で、相模大野駅へのアクセスが悪いという状況、それから事業費の低減化、事業手法をもっと検討すべきだというような話が出てきていた。そのため、15年度については相模大野駅へのアクセスの問題を調査させてもらった。16年度については、その延長線上の中間駅の状況、あり方について検討している。今回、17年度については、それらの課題を受けて、事業化に向けた事業手法あるいは事業の採算性等の調査を進めていくということで、今回、予算をお願いしている状況である。

○小俣委員 予算を見ると、平成13年は1,317万7,000円、

平成14年は520万6,000円、平成15年になったら途端に減って146万9,000円しか組んでいない。平成16年は174万9,000円しか組んでいない。ことしは何とか復活して1,290万9,000円である。この2年間のブランクが何としても納得いかなかった。前向きにやっていたという話だが、この間、専門家会議を何回やったのか。どんなことを審議したのか。

○大村都市交通計画課長 専門家会議については、15年度は1回招集し、16年度は招集していない。それは、15年度の調査内容と16年度の調査結果を踏まえ、17年度の調査概要をまとめていく形の中で一括的な専門家会議を開催していこうと考えており、17年度の状況を踏まえて改めて専門家会議を開催し、意見を言ってもらいたいと考えている。

○小俣委員 相模原市の鉄道は、横浜線、小田急線、相模線で、三角形に市の円周を走っている。一番人口密度の高い真ん中に交通機関がない。だから、相模原市で何が悪いかといったら、交通が不便だと。これが一番のがんである。これを何とか解消しない限り、相模原市の発展はあり得ない。人口密度の高い真ん中に鉄道なり新交通を通すことが一番のメインであろうと思っている。その意味からいくと、原当麻駅ではなく、人口密度の高いところを通す考えはあるのか。

○大村都市交通計画課長 現在、相模大野駅から原当麻駅までを先行区間として調査しろという話なので、そちらをメインに進めている状況である。その先の相模原駅、橋本駅方面へのルートというのは、その後の状況の中で検討させてもらいたい。

○小俣委員 原当麻駅までデュアルモードバスを利用する。デュアルバスというのは名古屋市を走っているガイドウェイバスと同じだが、名古屋市は道路幅が25メートル以上ある。相模原市で25メートル以上の道路というと、129号線と16号線しかない。デュアルモードバスだったら、原当麻駅までで終わりになって延伸は不可能に近いわけだが、その辺はどうなのか。

○大村都市交通計画課長 新交通のルートとしては、先ほどお話ししたが、県道52号相模原町田線の4車線化あるいは市道上鶴間線の延伸部

の地下空間を専用軌道という形の中で物事を考えており、そういった中からどういうふうに進めていくかということは17年度に検討していく一つの要素と考えている。その先の部分についても、基本的には沿道の状況あるいは都市計画道路のさらなる拡幅的な話が考えられるかどうかということ踏まえた中での対応かと考えている。そういったことを踏まえると、先の長い話だと思うが、検討は進めていかなければいけないと思っている。

○小俣委員 先ほど相武台線を4車線の道路にするという話が出たが、4車線にするにしても、道路幅は18メートルしかない。4車線だろうが、2車線だろうが、基準は道路幅にあるわけで、相武台線の18メートルでも許可のおりる車種を選ぶ必要があるのではないかと思う。その辺の考え方はどうなのか。

○大村都市交通計画課長 お話のように、基本的には専用軌道あるいは専用レーンという形の考え方がある。デュアルモードバスというのは、専用軌道を通りながらも一般道を通ることができるので、その点のバス機能を考えている。

○小俣委員 何しろ相模原市は交通が非常に不便であり、一番のネックであり、これを何としても解消したい。これが町の発展になるわけである。それに相模原市民は夢を持っている。その市民の夢を消さないように頑張ってもらいたい。

○山岸委員 道路橋りょう総務費に関連して、みちの協会補助金について伺う。誤解があるといけないので、前段言っておくが、決してみちの協会を否定するものではないが、やはり改善すべきことはしてほしいということで発言をする。平成9年7月にみちの協会ができて、丸8年経過している。そういう中で、自主事業あるいは受託事業を含めると、かなりの仕事をしてもらっている。広報活動もやっているようだが、なかなか知られないために、うまく市民にも理解されていない面がある。あれは何をやっているのかと、いわゆる単純な疑念というものが非常にあるような気がする。受託事業、そしてまた本来の道路愛護だとか、非常に大事な部分をやっているのだから、それなりに評価されなければいけない。一方では中期的な経営指針ということで、二、三日前の新聞報道にもあったように、

さがみはら都市経営ビジョンを推進し、徹底した民間活力の導入をやっていくということである。成果主義とあわせて、この2つを中心として積極的な推進をしていくというような大きな目標を掲げて、今、市民からパブリックコメントを募集しているところである。今、みちの協会に置きかえて申し上げているが、そういう角度からいくと、民間活力の導入をどう求めるか、成果主義はどこで評価されるのかということを考えると、この協会がやってくれるのは結構なことだが、公益法人のあり方として、統廃合なり、中身の検討が必要な時期に来ているのかと考える。私なりに資料を見たが、かなりいい仕事をやってくれている。そこで、まず最初に仕事の中身を担当部署から発表してほしい。

○内田土木計画課長 みちの協会については、道路の愛護意識の普及啓発あるいは道路の環境美化推進等を行うことによって、市民の道路利用の意識の向上を促進するとともに、道路施設等の適正かつ円滑な管理及び運営を図り、もって市民の利便性及び公共性の福祉に寄与するということで、平成9年4月に設立した。事業としては自主事業と受託事業があるが、自主事業としては、道路ふれあい月間や一日道路管理者など、道路愛護の意識の普及啓発あるいは、みちの花壇や、みちの造詣展など、道路の環境美化推進事業をやっている。受託事業としては、道路違反広告物等の撤去業務や街路樹の維持管理業務のほかに、ペDESTリアンデッキやトイレなど、市の7つの課で所管する道路施設と都市施設が混在した駅前施設等の維持管理業務などを行っている。

○山岸委員 今、大まかに説明があったけれども、かなり中身は細かくやっておられるようだし、そういうことが全体に評価されるということが大事だと思うので、あえて申し上げた。

もう1点は、第2次実施計画さがみの風で改善項目の一つとして、公社等外郭団体の見直しということが掲げられ、当然、このみちの協会のあり方も、多分もう検討されていると思うが、その結果等について伺う。

○内田土木計画課長 みちの協会のあり方については、新相模原市行政改革大綱第2次実施計画さがみの風の改善項目の公社等の外郭団体の見直しに基づいて、平成15年度に検討した。その結果、道路施設、都市施

設の混在した駅前施設については、市と一体となり、多様化、高度化する市民ニーズに柔軟かつ弾力的に対応するとともに、一元化により、効率的、経済的管理運営と機動的な対応の実施が実現でき、嘱託職員の活用により人件費の軽減が図られる。また、道路の愛護啓発活動について、市民と一体となった柔軟な事業展開が図れるとともに、みちの協会が行うことで市税以外の資金の活用が図られるなどの理由から、経済的にも経費的にも市民サービスの面から、同協会の存在意義が大きい。また、行政と市民との間に入り、より柔軟な事業展開を図ることにより、市民とのパートナーシップを推進する上で、同協会が欠かせない存在である。その時点では統廃合を行わないが、事業の見直しを行うことにより、同協会の機能を充実していくということで見直しについての結論を得た。

○山岸委員 見直しを行って、存続し、改善すべきものは改善していくという方向が出たのならば、それはそれで結構なことだと思う。しかし、市はアダプト制度だとかいろいろやりながらパートナーシップを唱えているが、中間に団体が介在することによって、そのことを壊しているという意見もある。みちの協会のやることは全市域にまたがる問題だとか、部分的、地域的なことは地域の団体と直接市がかかわってやるとか、その方がむしろパートナーシップも濃密に行く。全市的にやることは、今の課長の説明の方が正しい場合もある。この間、あるところでそういう話を聞いたが、確かに全市的に取り組めるものはいいとして、そうでない地域性の高いものは逆の結果を生むというようなこともあり、今、私は質問している。いずれにしても、設立されて8年たったところだから、既に実績もそれなりに積んでこられているわけだが、反面、それとともに背景もどんどん変化してきているので、改善すべきところはどんどん改善して行って、新しい時代に合ったみちの協会にしていけないといけないと思う。組織図を見ると、加山助役を筆頭に立派な理事がいて、その下にさらに評議委員会というものがある、仕事の成果を議論している。そこまでやって運営されているということは、なかなか皆さん知らないのではないかなと思う。そこではかなり真剣な議論がされてやられていると思うが、マンネリ化すると、こういう組織こそ見直さなければいけないと言われる。8年もたてば、ひ

とつ、しっかりと見直しをしてもらって、生き生きとした協会として発展してもらいたい。何か意見があったら、願います。

○加山助役 みちの協会については、委員お話のとおり、私が理事長という立場で運営させてもらっている。外郭団体等のあり方については、協会自身としてもどうあるべきかということの中で、きのうは美化推進協議会有り、同じような話が出た。美化推進協議会でも道の管理、保全をしたり、同じような事業をやっているが、それぞれのいろいろな団体が同じようなことをやっているの、そういったものを統括したり、整理をしたり、また、地域密着型でやるべきことは地域でやってもらって、全市的に統括的にやるべきことの事業に特化した方がいいのではないかという議論があった。このみちの協会についても同じようなことが言えると思うので、自主事業をかなり前に出せるような形の中で、委員お話のように、全市的に統括的にこの団体がやるべき事業というものを特化させながら進めていくということで、今後十分、検討研究しながら、そういった方向性を出していきたいと思っているので、御理解いただきたい。

○川田委員長 他に質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって一般会計予算の本委員会所管部分の質疑を終結する。

これより討論を行う。

○長友（義）委員 当初予算なので、何とか賛成したいと思っていたが、ずっと言ってきた市営住宅の問題について、建ぺい率が30％というのは、市営住宅のあり方として本当にいいのかどうかということは、やはり私は問われなければいけない問題だと思っている。本当に残念だが、その意味を持って、反対させてもらう。

○川田委員長 他に討論はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって討論を終結する。

これより採決に入る。

議案第3号平成17年度相模原市一般会計予算の本委員会所管部分は、可決することに賛成の諸君の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○川田委員長 起立多数。

よって、議案第3号は可決すべきものであると決した。

休憩する。

午後4時08分 休憩

午後4時20分 開議

○川田委員長 再開する。

議案第5号 平成17年度相模原市下水道事業特別会計予算

○川田委員長 議案第5号平成17年度相模原市下水道事業特別会計予算を議題とする。

提出者の提案理由の説明を求める。

〔岩本土木部長説明〕

○川田委員長 これより質疑を行う。

○田中委員 平準化債を活用したいということだったが、大まかな説明をしてほしい。

○内田土木計画課長 本来、公債費では下水道施設の減価償却について30年と見ているが、平準化債については50年ということで20年延ばす中で、元金を返済するために再度借り直すということで、この制度を使う。具体的に申し上げますと、平成17年度は、本来、使用料で払わなければいけない費用が約96億円あり、そのうち使用料で約80億円入り、不足分は約18億円であり、それについては一般会計から繰り入れをして充当していく。今回、18億円について、その75%の約13億を本来、来年度返す元金を再度借るかえる。そうすると、一般会計からの繰入金約5億くらいで済むということで、一般会計の軽減が図られる。それから、汚水経費については平成29年ごろまで、大体、今の96億円くらいで行き、当然、公債費についても大体同じだが、平成29年からだんだん汚水経費が下がってくる。そうすると、平成39年くらいには逆に使用料より汚水経費が下がり、山と谷があり、あと1回、20年を借るかえることに

よって、山と谷を埋めるという中で平準化ということで行う。16年度に使用料を値上げさせてもらったが、平成27年までにあと3回ぐらい3年ごとに使用料の値上げをしなければ、ある程度、独立採算制が保てないという中で計画していたが、この導入により、あと1回ぐらい平準化債を使うことによって、使用料の値上げも当初の計画よりは1回か2回ぐらいで抑えられる。

○田中委員 これは、我々がよく言っていた低利の借金に借りかえるという意味合いではなくて、30年たった時点で、また新たに借りるというふうに考えていいのか。

○内田土木計画課長 先ほど言ったように、30年で借りていたものをあと20年間伸ばして借りかえる中でやっていく。

○田中委員 モデルケースでいいが、これをやった場合、どのぐらいの負担減があるのか。

○内田土木計画課長 減と言われるとちょっとあれだが、先ほど言ったように、一般関係からの繰り入れがある程度抑えられる。また、使用料の値上げの回数もある程度抑えられる。

○田中委員 要は、使用料が値上げされなければいいと思う。今まで値上げの根拠として、特に最近強まってきたのは、各特別会計に独立採算性を求めるということである。これは国保の場合も同様だが、そういうことでは、本当はよくないのではないか。市民が税金を払うのは、自分たちの生活を守るために払うわけだから、足りなかった場合はそこから補充するというのが当たり前の考え方かと我々は考える。ただ、この場合は、こういうことを活用することによって、値上げの回数が1回か2回になりそうだということなので、それはそれでいいのかと思う。ただ、考え方として、先ほども言ったように、独立採算性ということを追いかけてはならないのではないかと考えているので、そのことだけ意見として申し上げる。

○川田委員長 他に質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって質疑を終結する。

これより討論を行う。

討論はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって討論を終結する。

これより採決に入る。

議案第 5 号平成 17 年度相模原市下水道事業特別会計予算は、可決することに賛成の諸君の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○川田委員長 起立総員。

よって、議案第 5 号は可決すべきものであると決した。

—————◇○◇—————

議案第 7 号 平成 17 年度相模原市自動車駐車場事業特別会計予算

○川田委員長 議案第 7 号平成 17 年度相模原市自動車駐車場事業特別会計予算を議題とする。

提出者の提案理由の説明を求める。

〔内田都市部長説明〕

○川田委員長 これより質疑を行う。

質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって質疑を終結する。

これより討論を行う。

討論はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって討論を終結する。

これより採決に入る。

議案第 7 号平成 17 年度相模原市自動車駐車場事業特別会計予算は、可決することに賛成の諸君の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○川田委員長 起立総員。

よって、議案第 7 号は可決すべきものであると決した。

—————◇○◇—————

陳情第 39 号 橋本駅北口における自転車駐車場の確保について

陳情第 16 号 橋本 6 丁目 D 地区開発にかかわる貫通通路の必要性について

- 陳情第 17 号 高層建築物により発生するビル風の事前確認について
- 陳情第 23 号 高層建築物により発生するビル風を事前に確認することについて
- 陳情第 24 号 橋本 6 丁目 D 地区開発の風環境に及ぼす影響について
- 陳情第 25 号 橋本駅北口第 1 自転車駐車場移転計画の撤回について
- 陳情第 26 号 橋本 6 丁目 D 地区開発に関する防災基地と日照権について
- 陳情第 28 号 橋本 6 丁目 D 地区開発の再検討について
- 陳情第 29 号 橋本 6 丁目 D 地区優良建築物の再検討を求めることについて
- 陳情第 30 号 橋本駅北口第 1 自転車駐車場の存続を求めることについて
- 陳情第 31 号 橋本 6 丁目 D 地区開発の再検討を求めることについて

○川田委員長 陳情第 39 号橋本駅北口における自転車駐車場の確保について、陳情第 16 号橋本 6 丁目 D 地区開発にかかわる貫通通路の必要性について、陳情第 17 号高層建築物により発生するビル風の事前確認について、陳情第 23 号高層建築物により発生するビル風を事前に確認することについて、陳情第 24 号橋本 6 丁目 D 地区開発の風環境に及ぼす影響について、陳情第 25 号橋本駅北口第 1 自転車駐車場移転計画の撤回について、陳情第 26 号橋本 6 丁目 D 地区開発に関する防災基地と日照権について、陳情第 28 号橋本 6 丁目 D 地区開発の再検討について、陳情第 29 号橋本 6 丁目 D 地区優良建築物の再検討を求めることについて、陳情第 30 号橋本駅北口第 1 自転車駐車場の存続を求めることについて、陳情第 31 号橋本 6 丁目 D 地区開発の再検討を求めることについて、以上 11 件は関連があるので一括議題とする。

お諮りする。質疑に入る前に担当部局より本件に対する考え方等について説明を求めたいと思うが、これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川田委員長 異議ないので、担当部局の説明を求める。

○座間再開発・区画整理担当部長 それでは、橋本 6 丁目 D 地区優良建築物等整備事業にかかわる陳情第 39 号外 10 件の内容について、市の考え方を説明する。

初めに、この D 地区の開発事業の概要についてだが、この事業は、橋本地区を広域交流拠点にふさわしい町とするため、自治会や商業者等の皆様が一体となって策定した街区別整備計画等の中に位置づけられており、平成 16 年 3 月の建設組合設立以降、事業化に向けた取り組みが進められている。市としても、こうした経過を踏まえた拠点整備事業であることから、この優良建築物等整備事業を支援し、促進を図っているものである。こうした中、昨年 12 月から 33 階となる高層建築物の建設概要等について、建設組合が中心となり、これまでに 6 回、近隣住民への説明が行われてきたところだが、このたび周辺にお住まいの方から陳情が出されたものである。

それでは、陳情内容ごとに説明する。

まず、自転車駐車場についてだが、橋本駅北口第 1 自転車駐車場については、市土地開発公社用地を活用し平成元年に供用を開始し、その後、JR 用地を借用して規模の充実を図り、自転車、バイク計 1,084 台の収容台数で運営してきた。この自転車駐車場用地、682 平米をもとに、このたびの等価交換共同事業方式による D 地区の事業に参画することで、新たな費用負担もなく、現状規模とほぼ同じ自転車、バイク計 1,100 台の収容台数で、環境への配慮もした新しい自転車駐車場の整備を計画しているところである。この工事期間中の対応としては、利用者にできるだけ迷惑をかけないように、敷地内に約 500 台の仮設自転車駐車場の整備を予定している。また、周辺への放置自転車対策については、放置防止監視員を配置し、放置防止の指導、近隣の自転車駐車場への案内などによる対応を図ってまいりたい。

次に、貫通通路についてだが、この貫通通路は建築基準法に基づく総合設計制度に関連するので、この制度を先に説明する。総合設計制度とは、近年高密度しつつある市街地、特に駅周辺において公共的空地を確保することが困難な状況にある中で、敷地内に公開の空地を整備することより、市街地環境の整備改善に寄与する建築計画について、容積率等の緩和が受けられるという制度である。本市においても、この制度を推進しているところである。公開空地の形態については、市民が日常、自由に通行、または利用できるものであって、一定規模以上のまとまりのある緑地広場などのほか、敷地を貫通して道路等に有効に連絡する歩道上の空地がある。今回陳情の貫通通路については、大変恐縮だが、陳情第16号の裏面の図面をごらんいただきたい。自転車駐車場から駅等を相互に市民が利用できる計画とされており、また、この通路は敷地内の広場や緑地と一体となった利用もできることから、安全に連絡する通路として市街地環境の整備改善に寄与するものと考えている。

次に、ビル風についてだが、建築物の建築に伴って発生すると予測される風による周辺への影響については、建築基準法上、特に規定はない。また、本件の計画建築物については、床面積が基準以下のため、神奈川県環境影響評価条例の対象にもなっていない。しかしながら、既にA、B地区の再開発の建物によって風の影響が出ており、生活環境にかかわることから、建築主側が近隣への説明を行うに当たって、県の条例に準じて、風環境の影響調査を実施している。調査結果については、特に悪化する地点は認められなかったとの説明がされていると承知している。

次に、防災、日照及び景観についてだが、当地区は商業地として高層建築物が建設可能な地域であり、神奈川県が定めた相模原都市計画都市再開発方針において、合理的な高度利用を図る再開発促進区域にも位置づけられている。計画概要によると、空地の確保や良質な住宅の供給が目的となっている国の補助制度や総合設計制度を活用することにより、土地の合理的かつ健全な高度利用を図り、広場上の空地など不特定多数の利用に供する公開空地が敷地の約35%を確保できるような計画とされている。このようなことから、当該事業によって防災性の高い良好な都市環境が生み出

されるものと考えている。また、日照については、建築基準法及び本市の条例等において、商業地域は特に日影規制は定められていないが、建築主側から説明会等において、季節に応じた日影の状況について十分な説明がなされているものと承知している。

次に、近隣住民との対話による計画の見直しについてだが、当該建築物の計画については、橋本地区の方々に策定されたまちづくり計画に沿って、地権者が十分な協議をし、諸条件の調整を重ねるとともに、建物の形状も、当初構想していた箱型からタワー型に変更するなど、周辺住民への影響を最大限配慮してきた中で、現在の計画案として取りまとめがなされたものである。このようなことから、説明会等において、階数等、計画の根幹となる部分については変更しがたい旨の説明がなされていると承知している。

以上で、市の考え方の説明を終わる。

○川田委員長 これより質疑を行う。

○田中委員 先ほど一般会計のところ、D地区の優良建築物は本当に果たして優良建築物と言えるのかという角度から幾つか質問したので、大体のことはそちらに伝わったと思う。この中で、住民説明会を6回実施し、460名参加していると答弁されたが、このことについては、まだこれからやるということで考えていいのか確認したい。

○宮崎都市整備課長 先ほどの説明と重複するが、昨年12月14日が平日だったので、日曜日の開催を含めて2回とカウントし、部長の方からは6回と言っているが、業者側は5回開催していると。延べにして6回だが、その中で460人に参加いただいた。その後、2月13日が最終だと思うが、それが終わった後、おおむね一月ほどたっている。この間、事業者側に確認したところ、全体の説明会以後、個別にビーズタワーあるいは周辺のエクセルといったマンションの方々も含めて、日影図等をお示ししている状況と聞いている。集団での説明会は開かないのではないかとと思われる。個別対応がなされているというふうなことで報告を聞いている。

○田中委員 特にまちづくりについては、住民合意が非常に大切なので、もし住民説明会の要望があった場合には開いて話し合うという姿勢が必要である。ただ、今の段階では、まだ十分されていないということもあ

るので、住民合意を目指して、ぜひ説明会はきちんとやってもらいたいと申し上げておく。

○山岸委員 貫通通路の問題については、総合設計制度を適用した公開空地ということなので、自由に使えて、なおかつ広場の続きのようなものであり、歩道と限定したことでもないの、全体的に安全に使用できるという点で問題はないのかなと思うが、もう一回、確認する。

○中野建築総務課長 貫通通路の安全性についてお答えする。貫通通路などの公開空地については、ただいま委員からも話があったが、歩行者が日常、自由に通行し、または利用できるものである。陳情書にある、通路の途中にある自転車駐車場の出入り口については、自転車、バイクの出入りができない構造となっていること、また、貫通通路の幅員については周辺の緑地や空地と一体となって計画されていることなどから、市民が利用する自転車駐車場から駅方面へ安全に連絡する通路と考えている。

○山岸委員 次に、風の問題だが、神奈川県環境評価条例に準じた調査を行ったということで、その調査結果等について、地域住民への説明は十分されているのか。また、こういう調査を行ったという内容をはっきりと説明しておく必要があるのではないかなと思うが、その点はいかがか。

○宮崎都市整備課長 確かに県条例に該当しないということだが、それに準じた調査がなされている。先ほどの説明と重複するかもしれないが、旭小学校に置かれている橋本大気観測局の地上観測データを使ってコンピューターシミュレーションにより評価を行っている。これは、多くの建築事例で一般的に採用されている方法だそうである。その結果として、風の強さであるとか発生頻度について、風環境をランク分けして予測したと伺っている。説明会においては、建物が建てられる前の状況、それから建物が建てられた後の状況、こういったものの変化を予測した調査資料を提示し、内容の説明が行われていると伺っている。その際には、建物が建つことによって風環境が遮断されて良化する地点があるものの、特に悪化した地点は認められなかったというふうな説明がなされている。また、説明会に参加された方で、マンションのかなり上の方にお住まいの方から、上空の方はいかなものかという質問があり、10階及び20階で風の予測

をしており、これも現状とほぼ同じ風環境との説明がなされている。いずれにしても、風環境というのは歩行者にとっても危険になるので、計画敷地に中高木等の植栽をして対策を講じたいと説明がなされていると承知している。

○山岸委員 次に日照の関係だが、この地域は商業地域なので、法的に日影の問題はきちんとクリアされているが、近隣住民に日照の問題が影響することは確かである。法的に問題ないというだけでなく、十分に説明が行われているかどうかということが問題である。460名の参加者の中で説明がされているということなので、近隣住民、関係者にはかなり説明はしていると思うが、その辺はいかがか。

○宮崎都市整備課長 日影が生じる北側の戸建て住宅の方あるいはビーズタワーの方など、いわゆる説明をしなければならない範囲というのは、おおよそ800世帯ある。説明会の中では、冬至日、夏至日、それから春と秋、季節ごとの時刻日影図を作成し、時間ごとにどのように影が落ちていくかお示しした。それから、マンション居住者には、上の階の方には影がかからない場合もあるので、そういったことで、立面の日影図も作成して説明が行われている。説明会に出席された方にはこういった資料をお示ししながら、日影が生じる状況が説明されている。説明会に出席されなかった方、あるいは個々の方によって入る時間が違うので、個々の方ということで、各戸ごとに資料を送付させてもらった。その上で、意見を伺う機会を設けたり、理解を得る努力がなされていると承知している。

○山岸委員 橋本6丁目D地区の開発区域には土地開発公社の土地がある。この土地が開発の中でどういう役割を担っているかということが陳情者等にも理解がされていないように思う。この開発にどういう役割を担って進もうとしているのかということがしっかり説明をされていないといけないと思うので、もう一遍、その点を説明してもらいたい。

○宮崎都市整備課長 公社がこの事業に地権者として参画していることについてだが、自治会あるいは商業者、地元の皆様が一体となって作成した橋本駅周辺の街区別整備計画、これはまちづくりを進める上での上位計画だが、こういった計画において、あるいは市の総合計画の中で、広域

交流拠点の形成を図る中で民間の再開発の位置づけがなされている。それから、橋本地区のまちづくり計画を推進していく上で、当該事業を促進していく立場にあるので、他の権利者と共同化の事業に参画することが望ましいと判断した。それから、公社の用地の処分の関係だが、土地開発公社の経営健全化のためには解決が急がれる緊急の課題とされており、平成13年度に行われた包括外部監査においても、D地区開発の中で早期事業化を進めることというふうな指摘を受けた。それから、公社の用地として一部、680平方メートルが残るわけだが、自転車駐車場の用地として供してきたものを今回のD地区開発の中で等価交換方式といった中で、市の負担もなく新たな施設に更新ができる。しかも、台数も現状以上ということである。こういったことが、この事業に参画する意思である。

○山岸委員 北側の市道橋本17号に面した一部が区画から外れている。計画建築物に一番近いところで、日影等にも大きな影響があると思うが、その所有者への対応はどうなっているのか。

○宮崎都市整備課長 不同意の方のお宅が確かに市道橋本17号に面している。共同化事業なので、敷地の接する方々に声かけをさせてもらい、再三、事業への参画の申し入れがされている。これは建設準備組合あるいは建設組合の方々によって行われているが、応じないというふうな状況だった。事業内容等をお話しし、組合として理解を求めてきた経過がある。何回かの交渉の結果、他の方が共同化事業を進めることについては理解をするが、私は家族の思い出が非常に強い土地なので手放さないと。私は事業に参加しないが、皆様方が進めることについては承知していると伺っている。この方の敷地が残ることにより、車の出入り等で非常に問題があり、その方の要望を受ける形で、出入り口の改善、敷地形状を成形化するというようなことも組合として協力し、丁寧な対応がなされていると承知している。

○川田委員長 他に質疑はないか。

休憩する。

午後5時07分 休憩

午後5時08分 開議

○川田委員長 再開する。

○長友（義）委員 橋本は私が生まれ育ったところだが、あそこに超高層が建つという話は、昔から随分聞いてきた。今回の問題も前から聞いている。計画が表に出たり、水面下になったり、ボツになったり、いろいろな経過があるが、秩序立って計画が持ち上がり、練られ、発表される順番というのはどういうふうになっているのか。

○宮崎都市整備課長 昭和60年からスタートする話になろうと思うが、街区別整備計画の基本計画を定めてやっていこうということで、翌年の昭和61年度に橋本3丁目ブロック、6丁目ブロック、南口ブロックの地元商業者、自治会の役員の方々がいろいろな知恵を絞られ、橋本の町をつくっていこうということで構想を練ってきた。そのときには、当然、まだA、BブロックもCブロックもできていなかったが、Aブロック、Bブロック、Cブロック、Dブロック、Eブロックは、橋本駅に消費者が来やすい環境をつくろう、それから歩道をたっぷりとり、来た人がウインドーショッピングできる、回遊性のある町を求めていこうということで、道路整備と相まって、面的な整備と線的な道路整備というものがその中で提案されている。その後、A、BブロックあるいはCブロックが動いていったが、当該Dブロックについては、A、Bブロックが動かないと、なかなか先行できないということがあった。そういう意味で、A、Bブロックの開発の動きをずっと待っていた。実は、A、Bブロックがある程度形として見えてきた段階で、事業化の動きをとろうということで、勉強会的なレベルだが、いわゆる準備会的なものがとり行われてきた。しかしながら、第1種市街地再開発事業ではなくて、優良建築物の整備事業という共同化事業なので、賛成者がいないとできないということで、賛成される方もいたが、反対された方もいた中で、事業がとんざした時期があった。そんな中で、A、Bブロックの開発によって歩道がきれいに整備されたが、いわゆる駅に向かって左側はきれいになるけれども、右側が側溝のままの状態、町並みとしても景観上よろしくないし、何とか北口線の整備事業をやってほしいというふうな地元要望が出された。そういうことで、まず、北口線

の用地買収が進み出した。それに呼応した形で、応じた方は建物等が壊される中で、いわゆる共同化事業が再燃してきた。平成15年になってから検討会が具体化し、15年9月の段階で準備組合ができた。16年3月に本組合ができて、その後、いわゆる基本設計、詳細設計という中で建物の構造体が決まってきた。方式等についても、設計者あるいは住宅ディベロッパーが決まり、11月の段階で骨格が決まったことから、内容等について12月から説明会に入ったというのがざっとした流れである。

○長友（義）委員 私が小さいころはビルなどなかったが、今になって、本当に大変なビル群になってきた。当然、商業地域だから総合設計制度も入れてつくるんだけれども、私個人は、自分がもし住むとしたら、利便性を求めるか、あるいは環境を求めるかということがあるんだけれども、ここの部分について、これだけたくさんの陳情が出て、内容もよくわからない部分もあるんだけれども、今回のD地区というのは、前からやるということを知っていた。でも、とんざした、だめになった、また出たとなった。今、陳情が出ている建物も、これをやる、だめになったなどいろいろあった。橋本に超高層がたくさんできるというのは、この方が入ってくる以前に話があったと思うが、その辺はいかがか。

○宮崎都市整備課長 A、Bブロックは第1種市街地再開発事業で民間の組合によって施行され、商業施設、駐車場施設、それから住宅施設という中で複合ビルをつくった。売り払いの際には、当然、組合が売るわけだが、その際には、Dブロックの開発も、目の前のゾーンにこういうふうな計画があるというお話は絵面として出しているそうである。先ほど委員から質問があったように、事業計画が固まっていない以上、いつ何がどう建つか、何階建てになるか、この辺のところは全くわからない。北口の再開発ビルのビーズタワー等については11年8月に売り払い行為がされたが、その時点において、Dブロックの計画については固まっていない状況だった。

○長友（義）委員 固まってはいないが、話として、私は何回も聞いており、あったということは事実である。そういう説明はされなかったということである。今、東町に新しく建てているが、今回これができると、

その次に続いて、また武蔵屋さんの方も始まる可能性がある。商業地域だからやってまずいものではないし、今回売るものについて、また南側にできる可能性もあるということではないか。

○川田委員長 皆さんいいか。――では、とりあえず、継続という話があったので、継続について諮っていいか。（「いや、そうじゃない、採決だろう」と呼ぶ者あり）――傍聴者は立たないでください。お座りください。

○田中委員 これは、陳情 1 件ずつ採決するのか。

○川田委員長 全部まとめて一括。

○佐藤議事調査課主幹 いえ、1 件ずつ行う。

○田中委員 私は、全体として継続という意見を言ったんだけど、ここは、そうじゃないんだと、ここで決めちゃうんだと言うならば、1 件ずつやってもらって。私も、全部賛成というんじゃないくて、できないものもある。だから、確認してもらえばいい。

○川田委員長 それでは採決する。

○佐藤議事調査課主幹 確認させていただく。1 件ずつで、採決をすべて行っていいということで、継続ということはないということか。

○川田委員長 そうだ。

質疑は以上をもって質疑を終結する。

これより討論を行う。

討論はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって討論を終結する。

これより採決に入る。

議事の整理上採決を区分して行う。

陳情第 39 号橋本駅北口における自転車駐車場の確保については、採択することに賛成の諸君の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○川田委員長 起立少数。

よって、陳情第 39 号は不採択とすべきものであると決した。――

陳情第 16 号橋本 6 丁目 D 地区開発にかかわる貫通通路の必要性につい

ては、採択することに賛成の諸君の起立を求める。

〔起立する者なし〕

○川田委員長 起立なし。

よって、陳情第16号は不採択とすべきものであると決した。

陳情第17号高層建築物により発生するビル風の事前確認については、採択することに賛成の諸君の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○川田委員長 起立少数。

よって、陳情第17号は不採択とすべきものであると決した。

陳情第23号高層建築物により発生するビル風を事前に確認することについては、採択することに賛成の諸君の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○川田委員長 起立少数。

よって、陳情第23号は不採択とすべきものであると決した。

陳情第24号橋本6丁目D地区開発の風環境に及ぼす影響については、採択することに賛成の諸君の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○川田委員長 起立少数。

よって、陳情第24号は不採択とすべきものであると決した。――

陳情第25号橋本駅北口第1自転車駐車場移転計画の撤回については、採択することに賛成の諸君の起立を求める。

〔起立する者なし〕

○川田委員長 起立なし。

よって、陳情第25号は不採択とすべきものであると決した。――

陳情第26号橋本6丁目D地区開発に関する防災基地と日照権については、採択することに賛成の諸君の起立を求める。

〔起立する者なし〕

○川田委員長 起立なし。

よって、陳情第26号は不採択とすべきものであると決した。

陳情第28号橋本6丁目D地区開発の再検討については、採択すること

に賛成の諸君の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○川田委員長 起立少数。

よって、陳情第28号は不採択とすべきものであると決した。

陳情第29号橋本6丁目D地区優良建築物の再検討を求めることについては、採択することに賛成の諸君の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○川田委員長 起立少数。

よって、陳情第29号は不採択とすべきものであると決した。

陳情第30号橋本駅北口第1自転車駐車場の存続を求めることについては、採択することに賛成の諸君の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○川田委員長 起立少数。

よって、陳情第30号は不採択とすべきものであると決した。

陳情第31号橋本6丁目D地区開発の再検討を求めることについては、採択することに賛成の諸君の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○川田委員長 起立少数。

よって、陳情第31号は不採択とすべきものであると決した。

—————◇○○◇—————

陳情第14号 相模原市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例の改正について

○川田委員長 陳情第14号相模原市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例の改正についてを議題とする。

お諮りする。質疑に入る前に担当部局より本件に対する考え方等について説明を求めたいと思うが、これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川田委員長 異議ないので、担当部局の説明を求める。

○吉田建築部長 陳情第14号相模原市中高層建築物の建築に係る紛

争の予防と調整に関する条例の改正について、市の考え方を説明する。

相模原市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例については、平成2年4月に条例を施行し、中高層建築物の建築に伴って発生すると予測される日照、プライバシー等の阻害及び工事中の振動、騒音等の住環境に係る紛争を未然に防止するため、建築を計画する際に周辺の生活環境に十分配慮するとともに、建築計画の事前公開として標識の設置や近隣住民に説明及び書面による公告を建築主に義務づけている。また、紛争となった場合の調整のルールとして、あっせん、調停の制度を定め、紛争の解決に取り組んでいるところである。裏面の陳情理由2にある括弧書きで書いてあるただし書きについては、建築主は建築計画を近隣住民に説明しなければならないということを条例で定めているが、しかし、やむを得ず説明ができないケースも想定されるので、ただし書き規定を設けているものである。また、横浜市の条例は増築などの場合に対象事業から除外すること、また、国、県等の場合は説明の報告を要しないことを規定しているもので、相模原市としてはすべて適用しているということで、適用除外にしていない。

なお、現在、都市計画の分野における市民主体によるまちづくりを推進するため、まちづくり条例などの制定に向けて検討しているところだが、これらの条例との整合を図る必要があることから、近隣住民の規定などの見直しを進めているところである。今後とも条例を適切に運用し、紛争予防に努めてまいりたい。

○川田委員長 これより質疑を行う。

○田中委員 今、陳情理由2の説明があったが、現在の実態と違って
いる部分があるという説明だったのか。——わかった。結構である。

○川田委員長 他に質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって質疑を終結する。

これより討論を行う。

討論はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって討論を終結する。

これより採決に入る。

陳情第14号相模原市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例の改正については、採択することに賛成の諸君の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○川田委員長 起立少数。

よって、陳情第14号は不採択とすべきものであると決した。



陳情第27号 街づくりをする際に市民の声を聞くことについて

○川田委員長 陳情第27号街づくりをする際に市民の声を聞くことについてを議題とする。

お諮りする。質疑に入る前に担当部局より本件に対する考え方等について説明を求めたいと思うが、これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川田委員長 異議ないので、担当部局の説明を求める。

○内田都市部長 陳情第27号街づくりをする際に市民の声を聞くことについて、市の考え方を説明する。

初めに、本市の都市計画マスタープランについてだが、本市都市計画マスタープランは、新しい時代を見据えたビジョンとして策定された相模原市21世紀総合計画の中で、都市計画にかかわるまちづくりの計画として策定したものである。おおむね20年後の中長期を見据えた土地利用や交通体系、景観形成など、まちづくりの基本的な方針を定めたものである。この都市計画マスタープランの策定に当たっては、市民からのアンケート調査などにより、将来のまちづくりに対する意向やニーズを伺い、それらの結果をもとに策定した全体構想や地域別構想の素案について、市域を18地域に分け、各地域において市民の皆様により組織された地域のまちづくりを考える会において、まちづくりに関する提案をいただき、都市計画マスタープランの全体構想、地域別構想として策定を進めてきた。

○川田委員長 これより質疑を行う。

質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって質疑を終結する。

これより討論を行う。

討論はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって討論を終結する。

これより採決に入る。

陳情第27号街づくりをする際に市民の声を聞くことについては、採択することに賛成の諸君の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○川田委員長 起立少数。

よって、陳情第27号は不採択とすべきものであると決した。

以上で本委員会の審査は終了した。

お諮りする。委員会審査報告書等の作成については、委員長に一任願いたいと思うが、これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川田委員長 異議ないので、一任願う。

以上をもって建設委員会を閉会する。

午後5時38分 閉会